

REPORT 2013

The Kofu Shinkin Bank



目次

○ごあいさつ	1
○基本理念・経営計画	2
○内部管理基本方針および融資基本方針	3
○平成 24 年度の事業の概況	5
○主要事業指標の推移	6
○事業の内容	7
○営業のご案内	8
○手数料一覧	14
○役員一覧、事業の組織、子会社	15
○あゆみ	16
○この 1 年のトピックス等	17
○総代会制度	18
○CSR（企業の社会的責任）と文化・社会的貢献活動	21
○中小企業の経営支援および地域活性化のための取組状況	24
○法令遵守の体制	28
○顧客保護等管理態勢	29
○リスク管理の状況	31
○金融円滑化への対応	35
○ネットワーク	36
○教育研修制度、福利厚生	38
○資料編	39
○開示項目一覧	60

ごあいさつ



平素は、甲府信用金庫に対し格別のご愛顧を賜り、心より御礼申し上げます。

ここに、当金庫の経営方針、平成24年度の業績や活動状況などをわかりやすくまとめたディスクロージャー誌「REPORT 2013」を作成しましたので、ご高覧いただき、当金庫に対する皆さまのご理解を一層深めていただけましたら、幸いに存じます。

平成24年度のわが国経済は、復興関連の公共投資やエコカー補助金などの政策効果により堅調に推移したものの、海外経済の減速や、中国などとの関係悪化から再び調整局面に入りました。12月には自民党への政権交代があり、いわゆる「アベノミクス」効果への期待から、円安、株高基調への変化など、経済環境に明るい兆しが見られるようになりました。

このような経済環境のなか、平成24年度は中期経営計画“きずな2012”（計画期間：平成24年4月～平成27年3月）の初年度として、地域の皆様から「親しまれ信頼される信用金庫」を目指し、「課題解決型金融の強化」「独自性のさらなる発揮」「永続性ある経営の確立」を基本方針として、全役職員が一丸となり、各種重点施策に取り組んでまいりました。

平成25年3月には「中小企業金融円滑化法」の最終期限を迎えましたが、引き続き、地域の金融円滑化に向け、返済条件の見直しや円滑な資金供給に取り組むとともに、裾野金融の拡大に努めてまいります。

当金庫は、地域の皆さまとの「きずな」を大切に、感謝の気持ちを忘れず、皆さまのお役に立てるよう努めてまいりますので、今後とも、お一層のご支援ご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

平成 25 年 7 月

理事長 **坂本 力**

基本理念・経営計画

基本理念

当金庫は、大正7年5月4日、当時の甲府商業会議所（現甲府商工会議所）および甲府市議会の議員有志の方々により、中小零細企業の金融の円滑化を図るため設立されました。

以来95年、「地元との共存共栄」の精神のもと、3つの基本理念を掲げ、積極的かつ堅実な経営を展開しています。

地元中小企業の健全な発展

豊かな県民生活の実現

地域社会繁栄への奉仕

経営計画～“親しまれ信頼される信用金庫”を目指して～

中期経営計画 “きずな2012”

当金庫は、平成24年4月から平成27年3月までを計画期間とする中期経営計画“きずな2012”を策定し、「親しまれ信頼される信用金庫」を目指すべき姿として位置付け、「課題解決型金融の強化」「独自性のさらなる発揮」「持続性ある経営の確立」の3つを基本方針として、以下の具体的方策に取り組んでいます。

計画理念

当金庫が地域の様々な主体を結び付ける役割（「きずな（絆）」）を発揮し、お客さま満足度が向上する金融サービスを提供することにより、新たな資金需要を生み出し、地域社会の持続的な発展に貢献することを目指す。

基本方針

- (1) 地域金融機関として、課題解決型金融への取組み等を通じて、地域活性化や地域の持続的な発展を目指す。（“共助”の推進）
- (2) 協同組織金融機関として、信用金庫の独自性をさらに発揮する。
- (3) 人材の育成、内部管理態勢の整備および経営効率の向上等により、持続性ある経営の確立に努める。

具体的方策

1. 課題解決型金融の強化

- (1) 地域主体との連携強化
地域の情報仲介・発信機能の担い手、地域関係機関との連携強化、地域における“共助”の推進
- (2) 地域住民への情報発信強化
個人のライフサイクル支援、健全な生活設計の支援、青少年への金融教育、高齢者の課題対応
- (3) 営業態勢の見直し
コンサルティング機能強化、新成長分野への進出支援、専担者の充実等

2. 独自性のさらなる発揮

- (1) 高密度経営の徹底
充実した対面チャネルを活かす取組みの推進、地域の面的再生・活性化に向けた取組み強化
- (2) 会員満足度の向上
長期安定的な金融機能の提供、会員組織の強化、中小企業・会員・地域間の架け橋
- (3) 業界総合力の活用
地域を超えた広域連携の推進、金融サービスやシステム等の共同開発・利用、規模のメリット追及

3. 持続性ある経営の確立

- (1) 地域を支える信用金庫人の育成
課題解決型金融・新成長分野等への進出支援を担う人材の育成
- (2) 内部管理態勢・情報開示の充実・強化
リスク管理：法令等遵守態勢の強化、顧客利便性の向上と顧客保護の重視、経営の透明性確保
- (3) 経営効率の向上
経営資源の選択と集中による収益源の確保、業務の標準化による効率化

平成25年度 経営計画

平成25年度は、中期経営計画“きずな2012”の2年目として、地域社会の持続的な発展への貢献という中期経営計画の理念を具現化するために、以下の重点施策に全役職員が一丸となって取り組んでいます。

営業面での 重点施策

1. コンサルティング機能の強化
2. 課題対応型融資の推進
3. 個人のライフサイクル支援強化
4. 健全な消費性資金の供給
5. 地域関係機関との連携強化
6. 地域住民、事業先に対する情報仲介・発信機能の強化

態勢面での 重点施策

1. 顧客保護管理態勢の強化
2. 内部管理態勢の強化
3. 人材の育成
4. 業務効率化への取組み
5. 信用金庫業界総合力の活用
6. 会員（顧客）満足度の向上

内部管理基本方針および融資基本方針

内部管理基本方針

当金庫では、下記のとおり「内部管理基本方針」を定め、業務の健全性・適切性の確保に努めています。

(目的)

第1 この方針は、当金庫の業務の健全性・適切性を確保するための態勢の整備について定め、もって社会的責任と公共的使命の達成に資することを目的とする。

(個別事項)

第2 内部管理基本方針に係る個別事項は、信用金庫法第36条および同法施行規則第23条に規定する以下の項目とする。

1. 理事および職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 法令等遵守の徹底を業務の健全性・適切性を確保するための最重要課題のひとつとして位置付け、「甲府信用金庫行動綱領」「法令等遵守方針」「コンプライアンス規定」および「反社会的勢力に対する基本方針」を定めるとともに、役職員が遵守すべき法令等の解説、違法行為を発見した場合の対処方法を具体的に示した「コンプライアンス・マニュアル」および同マニュアルの具体的な実践計画を示した「コンプライアンス・プログラム」を策定する。

(2) 法令等遵守に関する事項を一元的に管理するコンプライアンス統括部門を設けるとともに、各店舗課に「コンプライアンス担当者」を配置し、コンプライアンス統括部門との連携を図る。

また、公益通報者保護の窓口として、役職員が法令違反行為が生じまたは生じようとしていることを知った場合に、所属店舗課の上司を介さず、直接コンプライアンス統括部門に通報・相談することができる相談窓口を設置する。

(3) 内部監査部門は、法令等遵守態勢の有効性および適切性について監査を行い、その結果を常勤理事会に報告するとともに、必要に応じて被監査部署および当該部署の統括部署に改善すべき事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。

(4) コンプライアンス上重大な違反をした職員に対しては、コンプライアンス委員会が当該職員の措置に関する事項を決定し、理事長に回議する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1) 理事の職務の執行に係る情報は、「文書取扱規定」等の規定に基づき適切に保存・管理する。

(2) 理事会、常勤理事会、店舗長会議、各委員会については、開催の都度各々の規定の定めるところにより議事録を作成し、適切に保存・管理する。

(3) 理事および監事は、これらの文書を常時閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

(1) 適正な統合的リスク管理を実現するため、リスク管理の基本規定として「リスク管理の基本方針」を策定するとともに、リスクカテゴリーごとのリスクの特性に応じ

た管理方針等を策定する。

また、大規模自然災害、重大なシステム障害、風評リスク等緊急事態発生時に生じうる損害や影響を最小限に抑えるため、「危機管理マニュアル」を策定し、対応態勢を整備する。

(2) 各種リスクを一元的に管理するリスク統括部門は、当金庫のリスクの状況を定期的または必要に応じて随時常勤理事会に報告する。

(3) リスク管理上重大な問題が発生した場合、リスク統括部門の責任者は速やかにリスク管理委員会を招集して対応策を協議し、その結果を常勤理事会および理事会に報告または付議する。

(4) 内部監査部門は、リスク管理態勢の有効性および適切性について監査を行い、その結果を必要に応じ常勤理事会に報告するとともに、被監査部署および当該部署の統括部署に改善すべき事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 「理事会」とその委任を受けた審議・決定機関である「常勤理事会」を一体化した意思決定・監督機関と位置付け、各々の運営および付議事項等は「理事会規定（「付議基準」・「報告基準」を含む。）」および「常勤理事会規定」に定める。

(2) 理事会は、機関、職制、事務分掌、権限委任等に関する諸規定を策定し、効率的な職務遂行を実践する。

(3) 理事会は、経営方針、経営計画、業務態勢に係る基本方針等を定め、具体的な対応は常勤理事会、担当理事等の判断に委ねる。

5. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

(1) 監事は、監査業務の実効性を確保するため、その職務を補助する職員の配置を求めることができる。

(2) 監事がその職務を補助する職員の配置を求めた場合は、常勤理事会において協議の上、当該業務等を十分検証できる能力を有する者を配置する。

6. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項

(1) 監事の職務を補助すべき職員は、当該監査業務に関して監事の指揮命令に従い、理事の指揮命令を受けないものとする。

(2) 監事の職務を補助すべき職員の人事に関する事項については、監事と意見交換を実施のうえ行うものとする。

7. 理事および職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

(1) 理事は、当庫もしくは子会社等に著しい損害を及ぼす

おそれのある事実、および理事の職務遂行に関して不正行為や法令・定款に違反する行為を認知した場合は、遅滞なく監事に報告する。

- (2) コンプライアンス統括部門は、公益通報者保護管理制度による法令違反の疑いのある行為等の通報状況を、速やかに監事に報告する。
- (3) 内部監査部門は、実施した内部監査結果を速やかに監事に報告する。
- (4) 監事は、理事および職員に対して監査に必要な事項の報告を求めることができる。
- (5) 監事は、理事会のほか、常勤理事会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会など経営の業務執行にかかわる重要な会議に出席し、報告を求めることができる。

8. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監事は、監事会規則および監事監査基準に基づき、理事会・常勤理事会その他重要な会議への出席、内部監査部門・会計監査人等との連携を通じ、実効ある監査を行う。
- (2) 監事会は、独自に意思形成を行うため、監査の実施にあ

たり必要と認めるときは、自らの判断で公認会計士その他の外部の専門家を活用する。

9. 当庫およびその子法人等における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社においても、業務決定および相互監視が適正になされるよう、取締役会と監査役を設置し、かつ、業務が適正に行われるよう、子会社の非常勤取締役および非常勤監査役を当庫の理事または監事が兼務する。
- (2) 子会社の社長は、重要な業務の執行状況を必要に応じ随時常勤理事会に報告する。
- (3) 子会社においても、コンプライアンスに関する規定を制定し、コンプライアンス責任者を配置する。

(職員への周知)

第3 本基本方針の目的および内容については、職員に対し適時・適切に周知するものとする。

以上

融資の基本方針（クレジット・ポリシー）

当金庫は、地域金融機関として目指すべき融資方針を「融資基本方針（クレジット・ポリシー）」として制定し、公表しています。当金庫では、本方針に基づき、地域密着型金融の推進・機能強化をさらに進め、地域社会における金融の円滑化に取り組んでいきます。

当金庫は、融資業務の基本方針（クレジット・ポリシー）を次のとおり定め、これに基づく健全な融資により、地域社会の発展に貢献するとともに、「地元の皆さまから親しまれ信頼される信用金庫」を目指します。

1. 融資の目的

当金庫は、「地元との共存共栄」を基本理念とし、地元中小企業や個人の皆さまへの必要な資金の安定的提供および支援活動に取り組み、地域社会の繁栄に貢献します。

2. コンプライアンスの徹底（法令等遵守）

当金庫は、社会的責任と公共的使命を自覚し、各種法令、規則、社会規範などを遵守するとともに、健全な倫理観に基づく融資により、地域社会における信用と信頼を高めます。

3. 公正・公平な融資慣行の確立

当金庫は、公正・公平な融資慣行を確立するため、以下のことを遵守します。

- (1) 当金庫は、反社会的勢力に対する融資は行いません。
- (2) お客さまとの節度ある関係を保ち、貸し手としての立場を利用するなどの不公平な融資は行いません。
- (3) お客さまの返済能力などを十分に検討し、担保や保証に過度に依存する融資は行いません。

(4) 事業性の融資については、原則として、その事業の経営に携わらない第三者個人の連帯保証を求めません。

(5) 小口・多数融資を心がけ、特定の業者やお客さまへの過度な集中はいたしません。

4. 適切な説明の励行

当金庫は、融資にあたり、お客さまの知識・経験・財産などの状況を踏まえ、適切な説明を行います。

5. 適正収益の確保

当金庫は、皆さまから信頼される金融機関であり続けるために、適切なリスク管理により健全性の維持・向上を図るとともに、リスクに見合った適正収益の確保に努めます。

以上

平成 24 年度の事業の概況

経営環境

平成 24 年度のが国経済は、復興関連の公共投資、設備投資、住宅投資の増加とともに、震災後の需要の回復やエコカー補助金などの政策効果により、需要が堅調に推移し、いったんは緩やかな持ち直しの動きを見せました。

しかしながら、夏場以降、海外経済減速の長期化による輸出の減少や政策効果の剥落などによる消費の落ち込みから、国内景気は弱含んで推移し、さらに、中国などとの関係悪化懸念の影響が加わりました。

12 月には安倍自民党政権へと政権交代があり、大胆な「金融政策」、機動的な「財政政策」、民間投資を喚起する「成長戦略」を経済再生の「三本の矢」とした、いわゆる「アベノミクス」効果への期待から、金融市場環境は一変し、円安、株高への基調の変化による明るい兆しも見られるようになりました。しかしながら、実体経済の先行きへの不透明感が完全に払拭されたわけではなく、県内経済に諸施策の効果が波及するには、今しばらく時間が必要と考えられます。

預 金

預金の期末残高は、前期比 96 億円(2.6%)増加し、3,808 億円となりました。

個人を対象とした「がんばれ！ヴァンフォーレ甲府定期預金」や「新型複利定期預金」、退職者を対象とした「退職金専用定期預金」の販売が好調に推移したことにより、個人の定期預金が 55 億円(2.7%)増加したことが大きな要因でした。

融 資

融資の期末残高は、前期比 7 億円(△0.4%)減少し 1,777 億円となりました。

成長基盤分野への積極的な資金供給を行う一方、「中小企業金融円滑化法」への対応により、地域中小企業の資金繰りの安定に努めました。

個人向け融資については、住宅ローン、個人向け消費者ローンを積極的に取り組んだ結果、個人向け融資残高は、前期比 3 億円(0.8%)増加しました。

有価証券

有価証券の期末残高は、前期比 133 億円(10.6%)増加し 1,383 億円となりました。安全性・収益性・流動性を重視するとともに、金利・株価・為替の動向を注視しながら、国債・公社債等の債券のほか信金中央金庫への預け金を中心に運用を行いました。

損益状況

損益状況につきましては、資金の効率的運用や一層の経費節減など、収益体質の強化に努めました。県内経済が活気に欠ける中、主要な取引先である中小企業の経営環境は厳しい状況が続いており、資金需要の低迷を主因とした貸出金の減少や貸出金利回りの低下により貸出金利息が減少するなど、当金庫の収益環境も厳しい状況で推移しました。このような環境下において、業務の改善による効率化や余裕資金運用による利益の確保を図る一方で、不良債権処理にも適切に対応し資産内容の健全化に努めました。

その結果、経常収益は 7,229 百万円、貸出金償却を含めた経常費用は 5,991 百万円となり、経常利益は 1,238 百万円の計上となりました。

特別利益 3 百万円、特別損失 19 百万円を加減した税引前当期純利益は 1,222 百万円となり、さらに法人税等調整額を 67 百万円含む法人税等合計を差し引いた当期純利益は、前期比 606 百万円減少し、1,149 百万円となりました。

自己資本比率

自己資本比率につきましては、14.76%となり、国内基準である 4%を大きく上回る水準を維持しています。

主要事業指標の推移

主要勘定残高

(単位:百万円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
預金積金残高	349,523	354,259	363,829	371,171	380,864
貸出金残高	187,664	182,165	183,330	178,563	177,771
有価証券残高	104,992	105,846	109,731	125,034	138,385
純資産額	12,395	15,348	17,010	18,917	21,018
総資産額	371,094	378,477	389,047	397,450	409,158

損 益

(単位:百万円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
経常収益	8,248	8,428	7,603	7,724	7,229
業務純益	△ 42	2,369	2,724	1,922	2,037
経常利益 (△は経常損失)	△ 2,319	873	1,379	1,404	1,238
当期純利益 (△は当期純損失)	△ 1,160	1,311	1,726	1,755	1,149

自己資本比率

(単位:%)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
単体自己資本比率	9.28	10.53	11.90	13.80	14.76

出資金

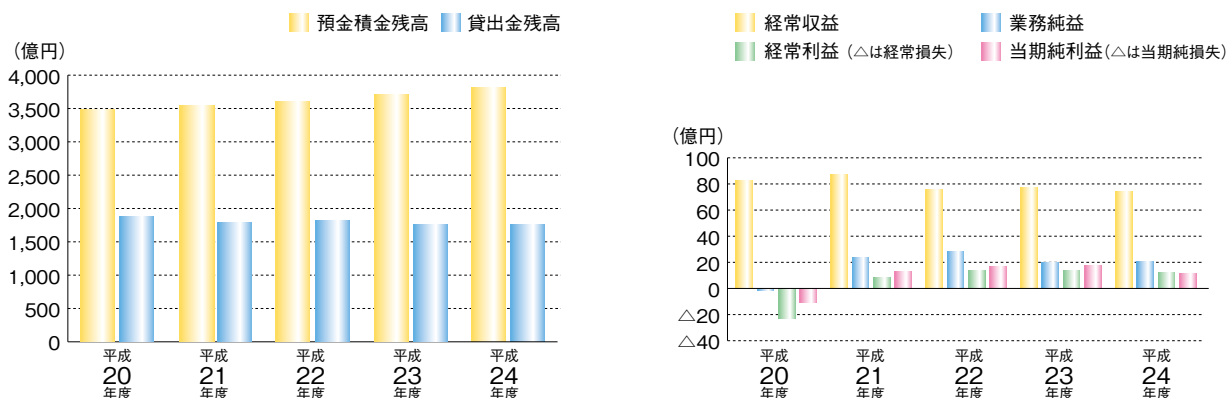
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
会員数 (人)	36,342	35,878	36,219	36,735	36,550
出資総口数 (千口)	36,480	36,641	36,817	37,101	36,988
出資総額 (百万円)	1,824	1,832	1,840	1,855	1,849
配当金 (百万円)	54	54	54	55	55
出資 1 口当たりの配当金 (円)	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50

※出資1口当たりの金額は50円です。なお、平成20年度の出資1口当たりの配当金には、創業90周年記念配当として0.5円が含まれています。

店舗および役職員数

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
店舗数 (店)	26	25	25	25	25
役員数 (人)	12	13	13	13	13
うち常勤役員数 (人)	7	8	8	8	8
職員数 (人)	415	400	393	388	379

預金積金残高・貸出金残高の推移



事業の内容

当金庫の概要（平成 25 年 3 月 31 日現在）

名称	甲府信用金庫
本店	〒 400-0031 甲府市丸の内 2 丁目 17 番 6 号 TEL 055-222-0231（代表）
創立	大正 7 年 5 月 4 日
会員数	36,550 人
出資金	1,849 百万円
預金	380,864 百万円
貸出金	177,771 百万円
自己資本比率	14.76%
常勤役員数	387 人
店舗数	25 店舗

主要な事業の内容（平成 25 年 7 月 1 日現在）

1. 預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、外貨預金等を取り扱っています。

2. 貸出業務

- (1) 貸付 手形貸付、証書貸付および当座貸越を取り扱っています。
- (2) 手形割引 商業手形等の割引を取り扱っています。

3. 有価証券投資業務

預金の支払準備および資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しています。

4. 為替業務

- (1) 内国為替業務 送金為替、当座振込および代金取立等を取り扱っています。
- (2) 外国為替業務 輸出、輸入および外国送金その他外国為替に関する各種業務を取り扱っています。

5. 附帯業務

- (1) 代理業務 ①日本銀行歳入代理店 ②地方公共団体の公金取扱業務
③日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、信金中央金庫等の代理貸付業務
- (2) 保護預りおよび貸金庫業務
- (3) 債務の保証
- (4) 両替
- (5) 国債等公共債および投資信託の窓口販売
- (6) 保険商品の窓口販売
- (7) スポーツ振興くじ(toto)の払戻し
- (8) 電子債権記録業に係る業務

営業のご案内 (平成 25 年 7 月 1 日現在)

預 金

ご預金の名称	特 色	お預入れ期間	お預入れ金額
当座預金	お支払いに、手形・小切手をご利用いただける安全で機能的な預金です。会社・商店など、ご商売に最適です。	期間の定めなし	1 円以上
普通預金	出し入れ自由で、お財布がわりにご利用いただける便利で手軽な預金です。キャッシュカードをセットすると一層便利です。	期間の定めなし	1 円以上
総合口座	普通預金または普通預金（無利息型）に、定期預金と自動融資がセットされ、「貯める」「支払う」「借りる」が一冊の通帳でできる便利な預金です。（個人の方のみで、自動融資最高限度額は 200 万円です。）	普通預金 = 定めなし 定期預金 = 各種定期預金の期間どおり (全て自動継続扱い)	普通預金 = 1 円以上 定期預金 = 各種定期預金の金額どおり
普通預金（無利息）	利息はつきませんが、預金保険制度により、預金の全額が保護されます。個人のお客さまにつきましては、総合口座のお取り扱いができます。	期間の定めなし	1 円以上
貯蓄預金 “スーパー貯蓄”	出し入れ自由で、預金残高に応じた段階金利が適用される預金です。キャッシュカードにより ATM での入出金もご利用できます。	期間の定めなし	1 円以上
通知預金	7 日間の据置期間後は、いつでも払戻し可能な預金です。	7 日以上	1 万円以上
外貨預金	普通預金・定期預金とも米ドル建・ユーロ建をお取り扱いしています。為替相場の動向次第で有利な資産運用が可能です。為替変動により元本割れのリスクがあります。また、預金保険制度の対象外です。	普通預金：定めなし 定期預金：1 か月～1 年	普通預金 = 1 米ドル以上 1 ユーロ以上 定期預金 = 100 米ドル以上 100 ユーロ以上
定期預金	まとまった資金を大きく育てるのにお勧めする預金です。自動継続扱いと非自動継続扱いがあります。「期日指定定期預金」「スーパー定期」「変動金利定期預金」につきましては、ATM 機でもお預け入れができます。ATM 機での定期預金は、契約時の店頭表示金利 +0.01% の金利が設定され、便利と同時に有利です。		
新型複利定期預金	個人のお客さまを対象とした定期預金です。最長預入期間 5 年ですが、半年据置後のお支払は、満期扱いとなり、金額または一部支払によりお受取が可能です。また、一部支払は何回でもできますので、まとまった資金の安定運用に適した商品です。	最長 5 年 (据置期間 6 か月)	1 万円以上
相続定期預金	個人のお客さまを対象とした定期預金です。被相続人さまから相続を受けた金銭を原資としてお預けいただく定期預金です。3 か月定期預金と新型複利定期預金からお選びいただけます。また、当初 3 か月定期預金としてお預けいただいた後に新型複利定期預金へのお書替も可能です。	3 か月または 5 年	1 万円以上
期日指定定期預金	1 年複利のお得な定期預金です。1 年経過後は、満期日を自由に指定することができます。また、1 万円以上(元金)の一部お引き出しができます。	1 年以上 (最長 3 年)	証書式 = 1 千円以上 通帳式 = 1 万円以上
スーパー定期	短期または長期のご計画に合わせて、資金を大きく育てる定期預金です。3 百万円未満と 3 百万円以上の 2 段階の金利設定です。	1 か月～8 年 (満期日指定方式可)	証書式 = 1 千円以上 通帳式 = 1 万円以上
変動金利定期預金	適用金利が、市場金利の変動に応じて、お預け入れ日から 6 か月ごとに見直される定期預金です。	1 年～3 年 (満期日指定方式可)	証書式 = 1 千円以上 通帳式 = 1 万円以上
大口定期預金	大きな資金を、短期または長期のご計画に合わせて、大きく育てる高利回りの定期預金です。	1 か月～8 年 (満期日指定方式可)	1 千万円以上
退職金専用定期預金	退職金のお受取から 1 年以内の方を対象として、金利を上乗せする定期預金です。あわせて、年金受給口座を当金庫にご指定(またはご予約)いただいた方には、さらに金利を上乗せします。	3 か月または 3 年	300 万円以上退職金のお受取金額以内
「安全運転SD」定期預金	一定条件を満たした SD カード(安全運転の証)を保有されている方には、契約時のスーパー定期預金の店頭表示金利に 0.04% を上乗せした金利を設定します。	3 年	1 0 0 万円 ～ 3 0 0 万円
介護支援定期預金	各市町村の「要介護・要支援」認定を受けた方および同居のご家族の方のみにご利用いただける定期預金です。契約時のスーパー定期の店頭表示金利に 0.3% 上乗せした金利を設定します。	1 年 (自動継続扱い不可)	10 万円～ 300 万円
定期積金	毎月計画的に積み立て、満期時にまとまったお金を受け取ることができる計画貯蓄に最適な積金です。		
スーパー積金	ライフサイクルによる生活設計や事業計画に合わせて、いざという時の備えまたは資産形成のために最適です。また、積立期間 3 年未満と 3 年以上の 2 段階の金利設定です。	12 ～ 60 か月 (1 か月単位で指定可)	掛金 1 千円以上

ご預金の名称	特 色	お預入れ期間	お預入れ金額
財形預金	毎月の給与から天引きにより積み立てる預金です。ご契約できる方は、財形預金取扱企業の勤労者に限られます。 「財形年金預金」と「財形住宅預金」との合計で、550万円まで非課税扱いとなります。		
一般財形預金	目的自由の預金です。なお、お預入れ限度額に上限はありませんが、お利息は課税扱いとなります。	3年以上	1千円以上
財形年金預金	60歳退職後、余裕のある暮らしのために、お積立額とお利息を年金形式で受け取る預金です。ご契約時55歳未満の勤労者に限られます。	積立=5年以上 年金受取=5~20年	1千円以上
財形住宅預金	住宅を目的として積み立てる預金です。 ご契約時55歳未満の勤労者に限られます。	5年以上	1千円以上

お勧め商品の紹介①

甲府しんきん相続定期預金

平成25年2月1日～平成26年1月31日までのお取扱いで、個人のお客さまで被相続人から相続を受けた金銭を原資としてお預けいただく定期預金です。お預入金額は1万円以上、3か月定期預金と新型複利定期預金からお選びいただけます。また、当初3か月定期預金としてお預けいただいた後に新型複利定期預金へのお書替も可能です。

相続専用定期預金は、県内金融機関では初めて取扱いを開始しており、被相続人さまから相続された大切なご預金を有利な金利で運用することができる商品です。

第19回がんばれ！ヴァンフォーレ甲府定期預金

平成25年6月3日～平成25年8月30日までのお取扱いで、新型複利定期預金（キャンペーン金利商品）としてお預けいただけます。お客さまからお預かりした定期預金の総額の0.01%（最高100万円）をチーム強化費としてヴァンフォーレ甲府に寄贈いたします。

この商品は、ヴァンフォーレ甲府がJFL時代の平成7年から販売を開始し、今年で19回目の取扱いになります。毎回、多くのお客さまから好評をいただいている商品です。



「ヴァンくん」通帳・ICキャッシュカード、がんばれ！ヴァンフォーレ甲府定期預金証書

ヴァンフォーレ甲府のマスコット「ヴァンくん」の総合口座通帳・ICキャッシュカード、がんばれ！ヴァンフォーレ甲府定期預金証書を取り扱っています（個人のお客さま専用となります。また、総合口座通帳につきましては、未成年のお客さまにも、普通預金口座としてご利用いただけます）。「ヴァンくん」同様、お客さまからご好評をいただいています。

退職金専用定期預金

平成24年12月3日～平成25年11月29日までのお取扱いで、退職金のお受取から1年以内の方を対象とした、永年の当金庫ファンのお客さまに感謝をこめて金利を上乗せするプレミアム商品です。また、当金庫に年金受取口座をご指定（またはご予約）いただいた方には、さらに金利を上乗せします。



融 資

ご融資の名称	特 色	期間(上限)	金額(上限)
手形割引	お客さまのお手持ちの手形を買い取るにより、資金をご融通します。		
でんさい割引	お客さまが取得された「電子債権」の全部または一部を当金庫に譲渡することにより、資金をご融資します。		
手形貸付	運転資金など、短期的な資金需要にお応えするご融資です。		
外貨融資	米ドル(US\$)建てのご融資もご利用いただけます。		
証書貸付	長期的な資金需要にお応えするご融資で、月々のご返済をいただきます。		
事業者向け	証書貸付の中で、事業者の皆さまへのご融資として定型化した商品の主なものは次のとおりです。		
甲府しんきん成長 基盤応援ファンド	当金庫が定めた14の具体的施策に基づいた成長分野にかかる新規事業に必要な資金をご融資します。	1年～15年	100万円～5億円
事業用車両ローン	営業活動に必要な事業用車両の購入にご利用いただけます。(信用保証協会保証付)	5年	500万円
プレミアムサポート	中小企業向けのビジネスローン(信用保証協会保証付)です。担保および第三者保証人は必要ありません。	10年	1億円
甲府しんきん創業 支援融資	これから創業される方、または、創業後2年以内の方がご利用いただけます。(信用保証協会保証付)	7年	1,000万円
ビジネスローン 「甲しん応円団」	担保・保証人不要、所得・資金の用途確認資料も不要、個人事業者の方のビジネスニーズに幅広くお応えします。	7年	300万円
個人向け	証書貸付の中で、個人の皆さまへのご融資として定型化した商品の主なものは次のとおりです。		
住宅ローン	住宅の新築・増改築、建売住宅・中古住宅・マンション購入資金など、マイホームプラン実現にご利用いただけます。		
金利(固定・変動)選択型住宅 ローン	固定金利(期間3年・5年の2種類)または変動金利(期間任意)のどちらかを自由に選択できる住宅ローンです。長期療養などの事由により収入が減少したときのために、債務返済支援付の住宅ローンもご利用いただけます。	35年	5,000万円
(一社)しんきん保証 基金保証付住宅ローン	原則として保証人は不要です。固定金利(期間3年・5年・10年の3種類)または、変動金利(期間任意)のどちらかを自由に選択できる住宅ローンです。		
全国保証(株)保証 付住宅ローン	原則として保証人は不要です。固定金利(期間3年・5年・10年の3種類)または、変動金利(期間任意)を選択することができ、ガン団信付もご利用いただける安心の住宅ローンです。		
リフォームローン 「甲しんモア住 まいリング」	太陽光発電設備・バリアフリー・その他リフォーム全般に関する資金や住宅ローン借換にもお使いできる商品です。 (株)オリエントコーポレーションの保証により、原則、担保・保証人は必要ありません。	15年 (申込金額 200万円以下 の場合) 10年以内	1,000万円
教育ローン	短大・大学等の入学金、授業料、家賃など、お子さまの教育プランにご利用いただけます。		
進学プラン	必要な資金を一括してご融資する教育ローンです。お子さまが在学中は、元金のご返済を据え置くことができます。	10年 (据置期間 最長4年7 か月以内)	500万円
甲府しんきん教育 カードローン	ご子弟に就学生をお持ちのお客さまを応援する在学資金を含めた教育資金全般をサポートするためのカードローンです。据置期間を含め最大14年9ヶ月間(元金返済期間最大10年間)ご利用いただける商品です。	14年9ヶ月 (元金返済 期間最大 10年)	300万円
消費者ローン	車、耐久消費財などの購入、旅行資金など、豊かな暮らし作りのためにご利用いただけます。		
個人ローン	「欲しいものを、欲しいときに」、お気軽にご利用いただけます。	8年 (据置6か 月以内)	500万円
カーライフ プラン	新車・中古車の購入、免許取得費用、車検および修理費用など、車に関することなら何でもご利用いただけるローンです。	8年 (据置6か 月以内)	500万円
使えるじゃん	お使いみち自由です。手軽で迅速なご回答を行います。	7年	200万円
フリーローン 「甲しん応円団」	担保・保証人不要、所得・資金の用途確認資料も不要、アルバイト・専業主婦の方もOK。もちろんお使いみち自由です。	7年	300万円

ご融資の名称	特 色	期間(上限)	金額(上限)
当座貸越	貸越契約を結ぶことにより、預金残高がなくても、一定の限度額内で繰り返しご利用いただけるご融資です。		
事業者向け	当座貸越の中で、事業者の皆さまへのご融資として定型化した商品の主なものは次のとおりです。		
事業者カードローン 「甲しんバックアップ」	事業資金であれば使いみち自由です。急に資金が必要なときも、カード1枚でお気軽にご利用いただけます。	2年 (更新継続可)	2,000万円
ダイナミックローン	事業に必要な資金を、一定限度額の枠内で、反復・継続してご利用いただけます。	2年 (更新継続可)	2億8,000万円
個人向け	当座貸越の中で、個人の皆さまへのご融資として定型化した商品の主なものは次のとおりです。		
カードローン 「モア クイック」	お使いみちは自由です。カード1枚でお気軽にキャッシングができます。しんきんネットサービスにより、他金融機関のCD・ATMもご利用いただけます。	3年 (自動更新)	100万円
カードローン 「しんきんきゃつする500」	お使いみち自由で最高500万円までご利用でき、専業主婦・パート・アルバイトの方のお申込みも可能な商品です。利用限度額の範囲内であれば繰り返しご利用いただくことができます。	5年 (自動更新)	500万円
カードローン 「シルバーきゃつする」	年金受給者専用のカードローン商品です。50万円の利用限度額の範囲内であれば繰り返しご利用いただくことができます。また、当金庫を通じて年金をお受取りになっているお客さまへの優遇金利制度も設けています。	5年 (自動更新)	50万円
代理業務融資	(株)日本政策金融公庫など、政府系金融機関のご融資がご利用いただけます。		
制度融資	山梨県をはじめ、各市町村(一部取扱いができない場合もございます)の制度融資がご利用いただけます。		

◎なお、各ご融資には担保、保証等各種の条件が付されています。

お勧め商品の紹介②



甲府しんきん成長基盤応援ファンド

地域未来を支える成長基盤分野にかかる個別企業のお客さまを対象とした事業性融資商品です。日本銀行が「成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」で例示した各成長基盤分野のうち、当金庫が定めた14の具体的施策に基づいた新規事業や設備事業に対し、ご利用いただけます。

また、成長基盤分野への小口資金の利用促進を目的として、ご利用金額は100万円以上5億円以下と様々な成長分野に係る設備資金・運転資金にご利用いただくことができます。

カードローン「しんきんきゃつする500」

個人のお客さまを対象とした、信金ギャランティ(株)の保証による担保・保証人不要のカードローンです。

お使いみちは自由で、パート・アルバイト・専業主婦のお客さまもお申込みいただけます。最大利用可能金額は500万円。返済方法は、利用残高に応じた返済金額を設定させていただいております。



甲府しんきんの住宅ローン

住宅の新築はもちろん、リフォーム、借換資金にもご利用いただけます。お取引状況をはじめとした適用条件を満たされたお客さまには、店頭表示金利から一定金利を割引します。また、建物が「エコ住宅」や「県産材」を利用した新築住宅に該当する場合は、さらに金利を割引します。

カードローン「甲府しんきん教育カードローン」

個人のお客さまを対象とした、(株)オリエントコーポレーションの保証による担保・保証人不要で低利な教育資金専用カードローンです。

お使いみちは、在学資金(仕送り費用)を含む教育資金全般にご利用いただけます。最大ご利用可能金額は300万円。大学卒業年の5月まで据置期間が可能で、据置期間を含む最長14年9ヶ月(元金返済期間は、最長10年となります)にわたりご利用いただける商品です。



リフォームローン「甲しんモア住まいリング」

太陽光発電や省エネ関連リフォーム資金、在宅介護・バリアフリー対応リフォーム資金のほか、その他のリフォーム全般に関する資金、加えて住宅ローンのお借換えにも対応した融資商品です。

(株)オリエントコーポレーションの保証により、原則無担保・無保証人でご利用でき、ご融資金額は1千万円まで、ご融資期間は15年までの長期返済が可能な商品です。(ただし、200万円以下の場合は10年以内とさせていただきます。)



各種機能サービス

機能サービスの名称	機能サービスの内容	利用料
キャッシュサービス	カード1枚で、当金庫の本店はもちろん、全国の信用金庫ならびに郵便局での入出金、その他提携金融機関(都市銀行から農協までほとんどの金融機関)の自動機による出金取引ができます。なお、「しんきんゼロネットサービス」により全国の信用金庫の自動機手数料が無料となりました。(時間帯曜日等により手数料が必要となる場合があります。)	一部有料
デビットカードサービス	キャッシュカードで、ジェイ・デビット(J-Debit)の加盟店における買物等代金のお支払いにご利用いただけます。	無料
自動受取り	現金授受の煩わしさがなく、安全確実に指定口座でのお受け取りがご利用いただけます。	
年金受取り	国民年金、厚生年金、共済年金等の大切な年金が、毎回自動的に指定口座に振り込まれます。	無料
給与受取り	毎月の給料やボーナスが、自動的に指定口座に振り込まれます。	無料
その他受取り	税金の還付金、保険金等を、指定口座でお受け取りいただけます。	無料
自動支払い	現金授受の煩わしさがなく、確実に指定口座からのお支払いにご利用いただけます。	
為替自動振込サービス	家賃、お子さまへの仕送りなど、毎月指定された日に、指定された額を自動的にお振り込みします。	有料
口座振替サービス	電気、電話、ガス、水道、NHKなどの公共料金、保険料、学納金、税金などを、指定口座から自動的にお支払いします。	無料
甲府しんきん でんさいサービス	事業者の資金調達の円滑化を目的として平成25年2月に創設された新たな金銭債権です。電子記録債権機関「でんさいネット」が作成する記録原簿に記録を行うことにより、債権の権利内容が定められ、より円滑な資金決済を可能にしたサービスです。	月額利用料無料 電子債権発生時有料
ホームバンキング	パソコン、ファクシミリ、電話を使用し、ご自宅にいながら、各種のサービスがご利用いただけ便利です。	
パソコンサービス	お手許のパソコンと当金庫のコンピュータを結び、資金の振替・振込、口座の残高照会、取引明細照会、振込データの送信等のサービスがご利用いただけます。	有料
テレフォン・ファクシミリサービス	あらかじめ登録した電話またはファクシミリへ、口座の入金状況を自動的に通知します。	有料
テレホンバンキング	ご自宅の電話または公衆電話で、資金の振替・振込、残高照会、取引明細照会等にご利用いただけます。	一部有料
モバイルバンキング	携帯電話(iモード)で、資金の振替・振込、残高照会、取引明細照会等にご利用いただけます。	一部有料
法人・個人向けインターネットバンキング	インターネットに接続できれば、どこからでも取引の照会や振込等がご利用いただけます。	一部有料
外為インターネットサービス	オフィスにいながらインターネットで外国送金のお申込みができます。	月額利用料 無料
貸金庫	預金証書、権利証、実印、貴金属など皆さまの重要書類や貴重品をお預かりします。(一部店舗でのお取り扱いになります。)	有料
夜間金庫	売上金などを安全・確実に保管し、翌営業日に預金口座に確実に入金します。	有料
集金代行サービス	家賃、ガソリン代、新聞代などの売上代金を、ご利用者の口座から自動振替により集金します。	有料
デビット加盟店サービス	買物等代金を、お客さまのキャッシュカードを利用して受け取ることができる加盟店サービスをご利用いただけます。	無料

◎上記の他、信託取り次ぎ、リース取り次ぎ、クレジットカードなどの幅広いサービスがご利用いただけます。

その他の主要な業務

種 類	内 容
保険窓口販売業務	
個人用火災総合保険 「しんきんグッドすまいる」	住宅ローンご利用のお客さまに、火災事故に関する補償はもちろん、その他の自然災害に至るまで幅広い補償を提供します。ご契約時の評価額に基づき保険金をお支払いする評価済保険を採用した新しい火災保険です。
債務返済支援保険 「しんきんグッドサポート」	住宅ローンお借入中に病気やケガで働けなくなった期間の返済をサポートする保険です。
傷害保険	ケガに備える「標準傷害保険」は、もしもの時の安心をお手頃な保険料で提供します。 ◇しんきんの傷害保険 標準傷害保険(共栄火災)
積立傷害保険 「しんきんメンバーズ保険」	満期返れい金も楽しみな、会員の方のための保険です。月々のお手頃な保険料で、事故によるケガを厚く補償します。 ◇セーフティS J(損保ジャパン)
一時払い終身保険	万一の保証を生涯にわたって確保できます。また、生活資金についても計画的にご準備できます。 ◇しんきんらいふ終身FS(フコクしんらい生命)
個人年金保険 (定額個人年金保険)	将来お受け取りになる年金額が一定額保証されています。 ◇しんきんらいふ年金FS(フコクしんらい生命) ◇5年ごと利差配当付個人年金(三井住友海上あいおい生命) ◇アフラックの個人年金(アフラック)
医療保険	入院と手術の費用をサポートする「終身医療保険」です。 ◇しんきんの医療保険 健康のお守り(NKSJひまわり生命) ◇しんきんの医療保険 メディカルkit-R(東京海上日動あんしん生命)
その他の金融商品	
個人型確定拠出年金	個人事業主のお客さまや、会社の役員・従業員(企業独自の年金制度が無い場合に限る)のお客さまが、ご自身の人生に合わせて設計できます。また、「掛け金の全額所得控除」、「運用益の非課税制度」、「公的年金控除」の対象となるなど、税制面においてメリットのある商品となっています。当金庫では、本商品の取次ぎ業務を行っています。 ◇なっとく401K個人型プラン(東京海上日動火災保険)

為 替

為替の種類	内 容
内国為替	国内における為替取引を、安全・迅速・確実にお取り扱いします。
振 込	当金庫本支店はもちろん、全国各地の信用金庫、銀行、信用組合、農協などへのお振り込みにご利用いただけます。
代金取立	お手持ちの手形、小切手、株式配当金、旅行クーポン券などのお取立(資金化)にご利用いただけます。
外国為替	外国との間における為替取引ならびに国内外貨送金を、安全・迅速・確実にお取り扱いします。
送 金	米ドル(US\$)、日本円(JPY)のほか、各種通貨でのご送金にご利用いただけます。
貿 易	輸入、輸出等の貿易にかかわるお取引にご利用いただけます。
通貨両替	本店営業部では米ドル現金の両替を取り扱っています。その他、全店で外貨宅配サービスの受付を行っていますのでご利用ください。外貨宅配サービスの対象通貨は、ユーロ・カナダドルなど、36通貨の外国紙幣を取り扱っています。

◎上記の他、海外の情報入手または貿易に関する相談などについても、お気軽にお申しください。

手数料一覧 (消費税込・平成25年7月1日現在)

振込手数料

		同一店舗 内あて	当金庫本 支店あて	他行あて
窓口利用の 場合	3万円 未満	157円	210円	630円 (525円)
	3万円 以上	367円	420円	840円 (735円)
ATM利用の 場合	3万円 未満	無料	105円	420円 (315円)
	3万円 以上	無料	315円	630円 (525円)
ホームバン キング等を 利用の場合	3万円 未満	無料	105円	420円 (315円)
	3万円 以上	無料	210円	630円 (525円)

◎キャッシュカードによるお振り込みの場合、別途CD・ATM利用料がかかる場合があります。
◎当金庫の会員の方が他行あてにお振り込みの場合には、()内の振込手数料となります。
◎インターネットバンキングの他行あてについては、3万円未満…315円、3万円以上…525円となります。

貸金庫・夜間金庫手数料

貸金庫 利用手数料	特大型	年間1契約	25,200円
	大型		18,900円
全自動貸金庫 利用手数料	中型	年間1契約	10,584円
	小型		8,820円
夜間金庫利用手数料	大型	年間1契約	21,420円
	中型		15,750円
夜間金庫利用手数料	年間1契約		25,200円 または 50,400円
	専用入金帳	1冊 (50枚綴り)	3,150円 または 7,350円
	貸靴利用料	年間1個	10,500円

◎夜間金庫利用手数料についてはお取引条件によって料金が異なります。

でんさいネット利用手数料

月額基本手数料		無料
項目		インターネット取引
発生	当金庫あて	315円
	他行あて	420円
譲渡	当金庫あて	157円
	他行あて	210円
分割 譲渡	当金庫あて	315円
	他行あて	420円

(注) 上記以外にも手数料が発生する場合があります。

手形・小切手代金取立手数料

同一店舗あて		代金取立手数料	210円
		出納代手数料	無料
当金庫本支店あて		代金取立手数料	210円
		出納代手数料	無料
他行あて(県内)	甲府手形 交換所扱い(注)	代金取立手数料	420円
		出納代手数料	210円
		至急扱い(個別取立)	1,050円
他行あて(県外)	普通扱い		630円
	至急扱い(個別取立)		1,050円

(注) 当金庫取引先のお客さまで、他行扱いの自社振出の小切手を当金庫の自社口座へ入金する場合、手数料は免除させていただきます(ただし、甲府手形交換所扱いに限ります)。

各種発行手数料

小切手帳・約束手形帳・為替手形帳	1冊(50枚綴り)	2,100円
マル専口座開設	割賦販売通知書 1通	10,500円
マル専手形の手形用紙	1枚	1,050円
自己宛小切手	1枚	630円
通帳・証書・キャッシュカード再発行手数料	1冊(または1枚)	1,050円
残高証明書 発行手数料	定期発行	525円
	都度発行	525円
	住宅取得に係る借入金年末残高等証明書	1通 無料
	英文発行	1,050円
	会計監査法人等依頼人が制定した用紙による発行	2,100円

融資関連手数料

不動産担保設定手数料 (根・普通抵当権の設定)	1千万円以下	1件	10,500円	
	2千万円以下		21,000円	
	3千万円以下		31,500円	
	5千万円以下		42,000円	
	1億円以下		63,000円	
	1億円超		84,000円	
各種設定変更手数料(お客様のご依頼による追加担保、債務者変更、根抵当権譲渡・譲受、極度変更、順位変更等)	*ただし、住宅ローンでの追加設定は無料	1件	31,500円	
根抵当権抹消手数料(全部・一部)	*ただし、国または地公体による取用の場合は無料	1件	10,500円	
全額繰上返済	証書貸付	1件	借入日から6か月未満	無料
			借入日から6か月以上7年未満	5,250円
			借入日から7年以上	無料
	住宅ローン		借入日から6か月未満	無料
			借入日から6か月以上10年未満	31,500円
			借入日から10年以上20年未満	21,000円
保証会社保証付ローン	借入日から6か月未満	10,500円		
	借入日から6か月以上	無料		
一部繰上返済	証書貸付 (各種住宅ローンを含む)	1件	借入日から6か月未満	無料
			借入日から6か月以上	10,500円
	保証会社保証付ローン		借入日から6か月未満	無料
			借入日から6か月以上	3,150円
火災保険質権設定(新規設定時)		1件	1,050円	

◎以上の各一覧表は各種手数料の一部を説明したものです。詳細については営業店窓口にお問い合わせください。

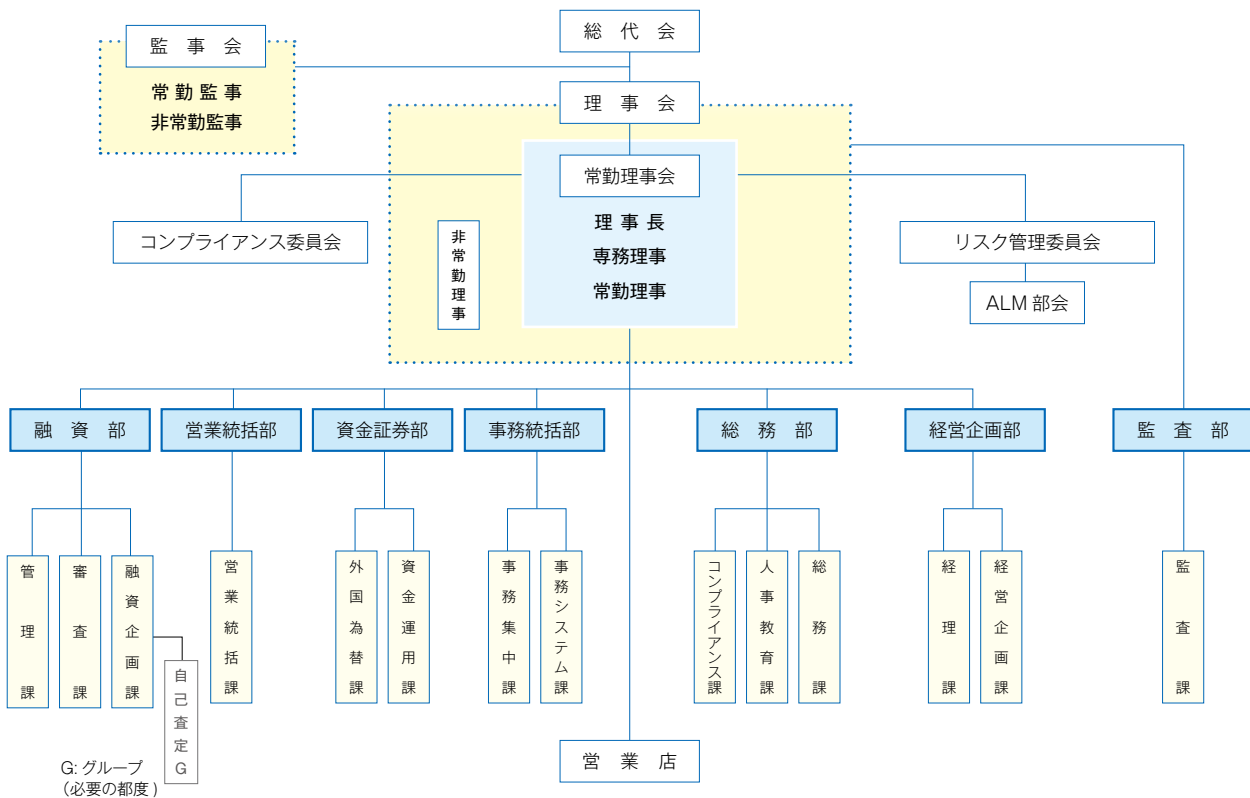
役員一覧、事業の組織、子会社

役員一覧 (平成 25 年 7 月 1 日現在)

理事長	坂本 力 (代表理事)	理事・相談役	今井 進
専務理事	深澤 顕吉 (代表理事)	理事	飯室 元邦
常勤理事	小田切 繁	〃	北原 兵庫
〃	竹居 正人	〃	小河原正夫
〃	小野 英樹	常勤監事	志村 千里
〃	笹本 浩	監事	原野 五郎
		〃	松山 勝美

注) 監事原野五郎、松山勝美は、信用金庫法第 32 条第 5 項に定める員外監事です。

事業の組織 (平成 25 年 7 月 1 日現在)



子会社 (平成 25 年 7 月 1 日現在)

会社名	甲しんサービス株式会社	設立日	昭和 62 年 3 月 27 日
所在地	甲府市丸の内 2 丁目 17 番 6 号 (甲府信用金庫本店内)	資本金	10,000,000 円
主な事業	業務受託サービス業	出資比率	100%

あゆみ

- | | | | |
|------------|--|-----------|---------------------------------|
| 大正 7年 5月 | 産業組合法に基づく有限責任甲府信用組合設立、甲府商業会議所内(甲府市錦町)に事務所を開設 | 平成 15年 1月 | インターネットバンキング取扱開始 |
| 昭和 7年 6月 | 組合事務所を甲府市春日町に移転 | 6月 | 「個人向け国債」募集取扱開始 |
| 昭和 14年 9月 | 橋事務所を開設 | 8月 | 「リレーションシップバンキングの機能強化計画」策定 |
| 昭和 18年 8月 | 市街地信用組合法に基づく甲府信用組合に改組 | 平成 16年 4月 | 投資信託窓口販売取扱開始(一部店舗) |
| 昭和 25年 4月 | 中小企業等協同組合法に基づく甲府信用組合に改組 | 平成 17年 1月 | 決済用預金「普通預金(無利息型)」取扱開始 |
| 昭和 26年 6月 | 橋町支所を本店に昇格、旧本店を春日町支店に変更 | 2月 | エリア店舗制導入 |
| 10月 | 信用金庫法に基づく信用金庫に改組、名称を甲府信用金庫と改める
初代理事長に浅川湖朗就任 | 4月 | 投資信託窓口販売を全店舗に拡大 |
| 昭和 41年 10月 | 齋藤勤理事長就任 | 12月 | 山梨大学との包括的業務連携締結 |
| 昭和 43年 5月 | 本店位置変更、新築開店(現在地) | 平成 18年 4月 | 個人年金保険取扱開始 |
| 昭和 47年 1月 | 自営電算機システム(オフライン)稼働 | 7月 | 「ICキャッシュカード」取扱開始 |
| 12月 | 日本銀行と当座取引開始
甲府手形交換所に加盟 | 11月 | 塩山支店移転新築オープン |
| 昭和 48年 11月 | 日本銀行歳入代理店業務取扱開始 | 平成 19年 9月 | 外為インターネットサービス取扱開始 |
| 昭和 52年 12月 | 両替商業務取扱開始 | 12月 | 「交通安全 SD 定期預金」取扱開始 |
| 昭和 53年 7月 | 預金オンライン稼働 | 平成 20年 4月 | 韮崎市などと森林整備協定締結 |
| 11月 | 為替オンライン稼働 | 5月 | 「甲府しんぎんの森」ヘクヌギ・コナラの苗木を3,000本植樹 |
| 昭和 54年 9月 | 甲府しんぎん年金友の会「信寿会」発足 | 7月 | 創業90周年「記念式典・祝賀会」開催 |
| 昭和 55年 9月 | 融資オンライン稼働 | 平成 21年 6月 | 「甲府しんぎん外為インターネットサービス」月額利用料無料化開始 |
| 昭和 58年 4月 | 証券業務(国債等窓口販売)取扱開始 | 11月 | 今井理事長「旭日双光章」受章
西支店移転新築オープン |
| 昭和 59年 6月 | 雨宮和臣理事長就任 | 平成 22年 9月 | 「甲府しんぎん成長基盤応援ファンド」取扱開始 |
| 昭和 60年 3月 | 得意先ハンディー端末機導入 | 11月 | 「経営者の会」創立10周年記念式典開催 |
| 昭和 62年 3月 | 関連会社「甲しんサービス(株)」設立 | 平成 23年 3月 | 東日本大震災に伴う各種支援・協対応実施 |
| 昭和 63年 4月 | 事務センター完成 | 6月 | 坂本力理事長就任 |
| 11月 | 財団法人しんぎん育英会設立
(現在は公益財団法人) | | |
| 平成 2年 10月 | 外国為替業務取扱開始 | | |
| 平成 4年 9月 | 預金3,000億円達成 | | |
| 平成 8年 4月 | 外国為替業務オンラインシステムを「しんぎん共同外国為替システム」へ移行 | | |
| 平成 9年 1月 | オンラインシステムを信金東京共同事務センターに移行 | | |
| 平成 10年 4月 | 甲府信用金庫倫理綱領制定 | | |
| 平成 11年 6月 | 今井進理理事長就任 | | |
| 平成 12年 7月 | 「甲府信金経営者の会」発足 | | |
| 平成 13年 3月 | 「スポーツ振興くじ当せん金払戻し業務」取扱開始 | | |
| 4月 | 損害保険窓口販売取扱開始 | | |
| 平成 14年 10月 | 生命保険窓口販売取扱開始 | | |



この1年のトピックス等

平成 24 年

4月

- ・「新型複利定期預金」・「しんきんきゃつする300」取扱開始
- ・第12回「経営者の会」新入社員研修(参加企業30社、参加人数100名)
- ・「山梨県がん検診受診率向上プロジェクト」協定の締結

5月

- ・「長野しんきんビジネスフェア2012」への参加(取引先3社出展)

6月

- ・融資基本方針(クレジット・ポリシー)の制定
- ・「第18回がんばれ!ヴァンフォーレ甲府定期預金」取扱開始
- ・「信用金庫の日」ボランティア清掃・献血活動の実施
- ・大里支店、長坂支店が山梨県金融防犯協議会から感謝状授与
- ・「経営者の会」総会・講演会開催(講師:石川 勝美氏 約400名参加)
- ・櫛形支店「20周年記念感謝デー」開催

7月

- ・第34回甲府しんきん年金友の会「信寿会」総会開催(中村美律子コンサート約5,300名参加)

8月

- ・「甲府しんきんの森」下草刈りボランティアの実施
- ・地元大学生のインターンシップ受入(9名)
- ・「公益財団法人しんきん育英会」への寄付金の贈呈



下草刈り

9月

- ・平成24年度「第1回実践経営塾」の開催
- ・「農商工連携マッチングフェア」への参加(取引先2社参加)
- ・第17回「甲府しんきん親善ママさんバレーボール大会」開催(全40チーム 参加者約460名)



ママさんバレー

10月

- ・「TKC西東京山梨会」「朝日信託」との業務提携
- ・白根支店にて南アルプス署と強盗対応訓練実施
- ・「しんきんビジネスマッチング静岡2012」参加(取引先22社出展)
- ・「甲府大好きまつり(ビート to ビート)」へ若手職員参加

11月

- ・「中小企業経営力強化支援法」施行に伴う「経営革新等支援機関」に認定
- ・第34回甲府しんきん年金友の会「信寿会」旅行「古都鎌倉と伊豆半島味の旅」実施(全4班 671名参加)
- ・加納岩支店・山梨南支店信友会文化講演会開催
- ・「認知症サポーター」養成講座開講(職員60名資格取得)
- ・「B-1グランプリ in 甲府」ボランティアへの参加



B-1 グランプリ

12月

- ・「経営者の会」経済講演会開催(講師:古賀 茂明氏 205名参加)

1月

- ・認知症理解普及DVDへの撮影協力(北支店)
- ・「経営者の会」第2回海外研修(参加人数37名)

平成 25 年

2月

- ・「相続定期預金」販売開始
- ・「サービス介助士」実技教習開講(職員13名資格取得)
- ・「第5回個別商談会」開催(取引先22社参加)
- ・地元大学生のインターンシップ受入(4名受入)
- ・「経営者の会」でんさいネットセミナー(参加人数76名)
- ・「でんさいサービス」の利用開始



湯村支店開店記念

3月

- ・第5回年金友の会「信寿会」“グラウンド・ゴルフ全店大会”実施(53チーム 約350名参加)
- ・ヴァンフォーレ甲府へのチーム強化資金100万円の寄贈
- ・「山梨大学客員社会連携コーディネータ研修」への参加(職員25名)
- ・湯村支店「新築移転記念感謝デー」開催
- ・公益財団法人しんきん育英会の奨学生5名採用(給付20名、卒業生133名)

総代会制度

総代会制度について

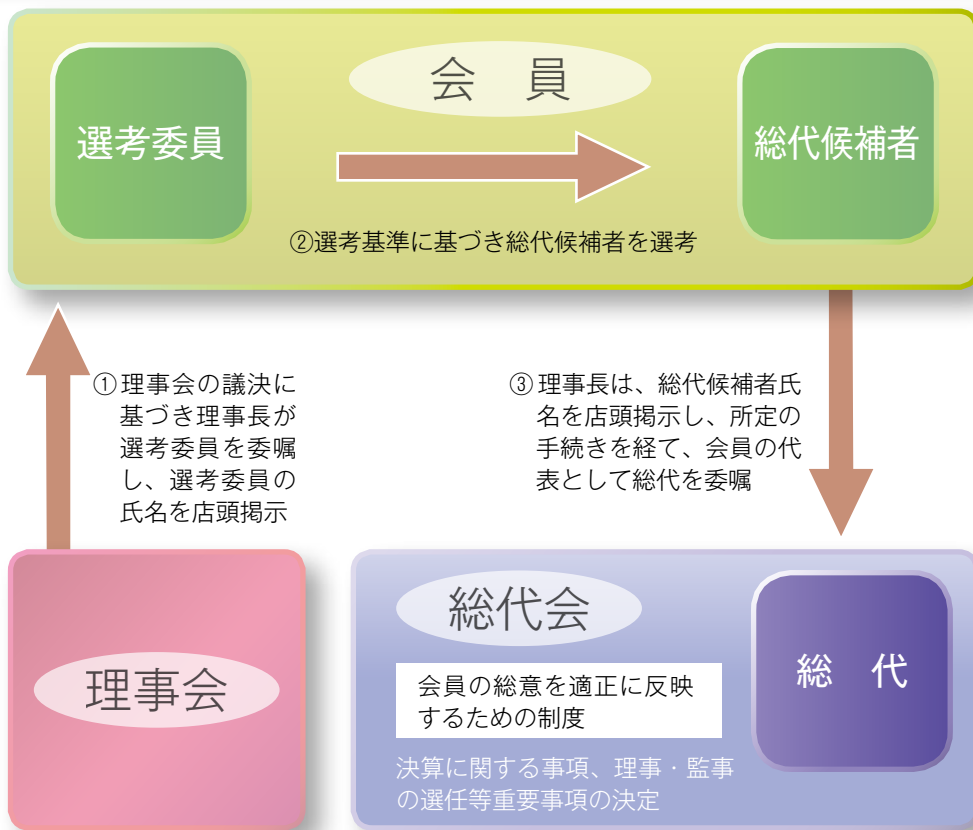
信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しています。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任地区ごとに総代候補者を選定する総代選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、利用者や会員からの意見聴取の手段として、意見・要望投書箱（「お客さまの声カード」等）の店頭設置、電話等による意見・要望・苦情窓口の設置、役職員による日々の訪問活動の実施など、日常の事業活動を通じて、総代や会員の皆さまとのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

総代会制度の仕組み

総代会は、会員の皆さま一人ひとりの意見を適正に反映するため採用された制度です。



総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- 総代の任期は3年です。
- 総代の定数は、100人以上130人以内です。当金庫では、総代選任のために当金庫の営業地区を7地区の選任区域に分け、会員数に応じて選任区域ごとに総代定数を定めています。なお、平成25年7月1日現在の会員数は36,531人で、総代数は115人となっており、地区別の総代は20ページに記載の皆さまに就任いただいております。

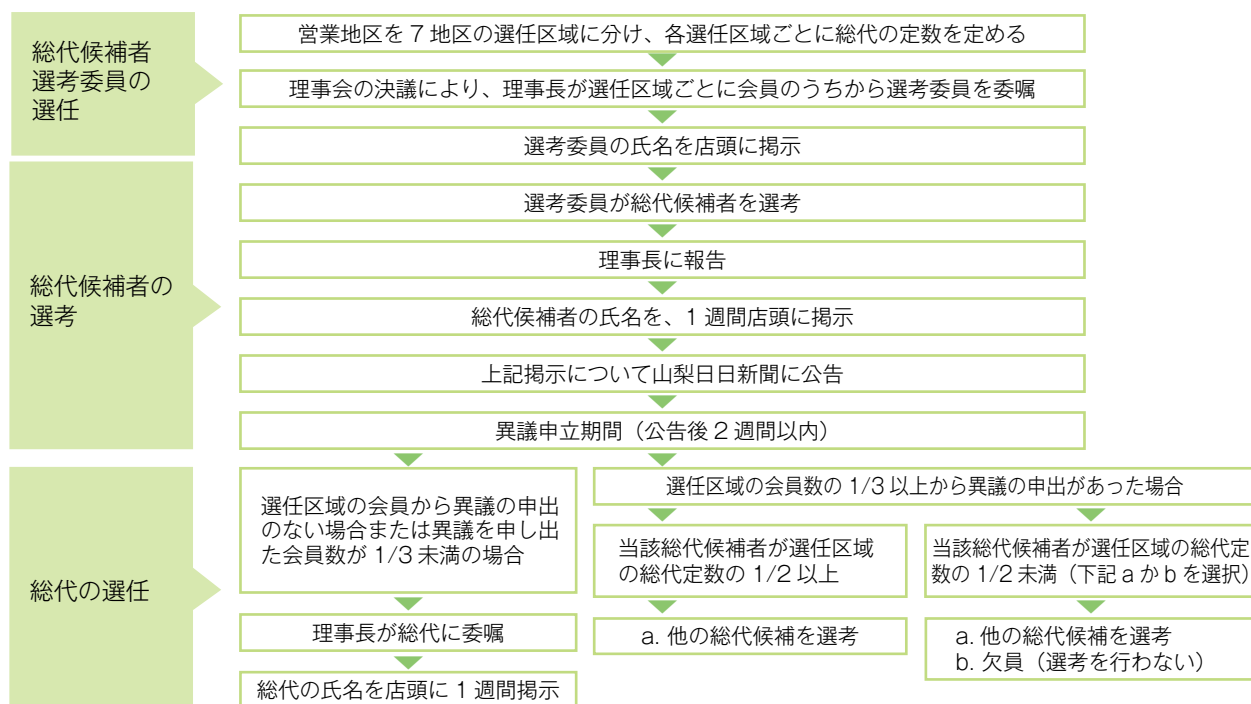
(2) 総代の選任方法

総代の選考は、総代候補者選考基準(※)に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ その総代候補者を会員が信任する。(異議があれば申し立て)

※総代候補者選考基準
・ 当金庫の会員であること
・ 人格、見識ともに総代としてふさわしい方等

総代が選任されるまでの手続き



第95期通常総代会の決議事項

第95期総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認されました。

(1) 報告事項

第95期(平成24年4月1日から平成25年3月31日)業務報告、貸借対照表、損益計算書、付属明細書の件

(2) 決議事項

- 第1号議案 第95期剰余金処分案の件
- 第2号議案 会員除名の件
- 第3号議案 理事選任の件
- 第4号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件

地区別総代一覧

任期：平成 25 年 3 月 30 日から平成 28 年 3 月 29 日まで

平成 25 年 7 月 1 日現在

甲府北地区 定数 15 名	芦沢 俊行	(株)イタヤマメディコ 社長 板山 和正	長田 良一	小澤 誠	数野 三郎	金井 彰彦	坂本 政彦
	笹本 森雄	滝田 俊夫	田野口富彦	丹沢 良二	内藤 博文	奈良恵美子	西中山 岳
	前原 昇						
甲府中央地区 定数 9 名	雨宮 俊彦	(株)石 友 社長 松葉 惇	井上聡一郎	岩間 英雄	岡 裕保	清水 栄一	戸田 克己
	(株)山交百貨店 社長 内田 賢一	山本 武一					
甲府南地区 定数 25 名	浅川 有人	井澤 佳光	上野 茂樹	荻野 寛二	カワサキ(株) 社長 川崎 真示	河阪 敏明	古守 一康
	古守 康直	三枝 正彦	山光石油(株) 会長 輿石 保	末木 重三	鈴木 政孝	大新工業(株) 社長 大村 克基	中橋 益造
	樋口 勇	堀内 利彦	松本 一雄	峰岸 悦郎	(有)宮田倉庫 社長 望月 郁子	望月 和彦	望月 尚
	矢崎 京子	山口 泰	依田 道德	よっちゃん食品工業(株) 社長 金井 芳朗			
峡北地区 定数 16 名	秋山 勉	入江 薫	岩下 達也	内田 安雄	小澤 正巳	小澤 三人	小野 雅子
	輿石 政雄	小宮山浩之	小宮山福五	津金 洋一	平賀 義洋	深澤 哲郎	船木 上次
	山寺英一郎	山本 修					
峡東地区 定数 23 名	芦沢 一男	網倉 義久	雨宮 清	雨宮 正三	植野 正人	大村 洋	甲斐食産(株) 社長 米山 義智
	佐野 強	新谷 一男	鈴木 貴文	辻 真由美	土橋 千昭	根津 寿	菰原 紀
	原田 孝典	堀内 実	松坂 浩志	松土 雪子	三科 浩司	向山 秀男	村田 松雄
	矢野 潔	(株)有 電 社長 有井 三雄					
峡中地区 定数 25 名	アポロ電子(株) 社長 岩坂 聡	天野 晴夫	井口 和則	大島 和雄	小田切和美	(株)甲斐電設 社長 角田 貞三	川手 一弘
	河村二四夫	甲信食糧(株) 会長 中込 豊秋	齋城 康男	櫻本真由美	(株)サンシン精工 社長 土橋 信廣	シキシマ醤油(株) 社長 天野袈裟富	田邊 文子
	中央物産(株) 社長 保坂 吉彦	寺田 道彦	野中 完	初鹿野玉和	畑野 孝夫	原田 哲	福沢 敏治
	藤精機(株) 会長 新藤 進	(株)フワフワセンターマツオ 社長 松尾 和子	宮澤 春夫	(株)渡辺商店 会長 渡邊 一			
峡南地区 定数 2 名	石澤啓一郎	依田 理愛					

(注)法人名で記載がある総代は法人総代です。

(五十音順・敬称略)



総代会

CSR（企業の社会的責任）と文化・社会的貢献活動

当金庫では、地域社会の一員として、本業を通じた経済的貢献活動以外にも、さまざまな分野で皆さまのお役に立てるよう努めています。

また、平成10年4月に制定した「甲府信用金庫行動綱領」の中でも、社会と共に歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組んでいく姿勢を明文化しています。

教育・文化振興

●しんきん育英会

昭和63年に「財団法人しんきん育英会」（平成24年4月から「公益財団法人しんきん育英会」）を設立し、県内（国中地区）の向学心ある学生の就学を支援しています。現在20名の学生に給付を行っており、卒業生の数は、設立以来133名となりました。

●インターンシップ受入

将来の就職に対する支援活動（インターンシップ）として、平成24年度は地域の大学生計13名を受け入れ、当金庫の業務を体験していただきました。

●職場見学

地元小学校・中学校や高等学校からの、本部・営業店の職場見学への依頼に積極的に応じています。

●新入社員研修

当金庫取引先で構成されている「甲府信金経



新入社員研修

営者の会」では、会員企業の新入社員向け研修を平成13年から毎年開催しています。働く心構え・仕事の進め方・基本的ビジネスマナーなどを、ロールプレイングを交えながら学んでいただいています。

●文化振興

地元アマチュア室内管弦楽団「アマデウス・アンサンブル」に対し、平成6年の設立以来、練習場の提供やコンサート開催などの支援を行っています。

経済振興

●『経営革新等支援機関』に認定

「中小企業経営力強化支援法」の施行に伴い、平成24年11月に「経営革新等支援機関」として認定を受けました。中小企業のお客さまに対し、専門性の高い支援事業の実現、各種専門家等の派遣による協力や資金調達支援を通じた支援事業の実現を目指しています。

●『実践経営塾』の開催

当金庫取引先の若手経営者や後継者の方を対象に、現在の厳しい経営環境のなかで求められている経営手法を学び、同世代の若手経営者や後継者との親交を深めることで、今後の経営の一助にさせていただくことを目的として「実践経営塾」を毎年開催しています。

●成長分野への金融支援強化

日本銀行が「成長基盤強化を支援するための資金供給要領」で例示した各種成長基盤分野のうち、当金庫が定めた14の具体的施策に基づいた新規事業に対し、地域経済の活性化を図るために、積極的な金融支援を行っています。

●講演会

当金庫取引先で構成されている「甲府信金経営者の会」では、著名な講師を招き、企業経営の参考にしていただくことを目的として講演会を開催しています。

平成24年度は、6月に石川勝美氏（プロゴルファー石川遼選手の父）を、12月には古賀茂明氏（大阪府市統合本部特別顧問）をお招きし、多くの会員の皆さまが聴講されました。



経営者の会講演会：石川勝美氏

ライフサイクルに応じたお客さま支援

●個別商談会の開催、ビジネスフェアへの参加

当金庫では、売上増加・販路拡大を目指している取引先企業を支援するために、近県で開催されるビジネスフェアをご案内し、当金庫が仲介役となり出展までのサポートを行っています。

平成 24 年 5 月には、「長野しんきんビジネスフェア」が行われ、当金庫取引先 3 社が出展し、10 月にも、「ビジネスマッチング静岡 2012」が行われ、当金庫取引先 22 社が出展しました。

平成 25 年 2 月には、当金庫のネットワークを利用してビジネスチャンスを創出し、お取引先の販路拡大の支援を目的として、個別商談会を開催しました。

●各種セミナー・個別相談会の開催

当金庫では、「甲府信金経営者の会」の会員さまを中心に、各種セミナー・研修会、相談会を開催しています。課題解決のヒントをつかむ機会を提供することで、お客さまが抱える課題を共有し、解決に努めていくことを目的としています。平成 24 年度は、10 回のセミナー・講座、3 回の研修会を開催いたしました。

●「専門家派遣」制度の実施

複雑化する経済情勢に的確に対応するため、外部専門家が個別企業を直接訪問することで、中小企業が抱える高度・専門的な相談に直接対応することを目的とした「専門家派遣」を行っています。「中小企業支援ネットワーク強化事業」や、「経営戦略アドバイザー事業」、「山梨県中小企業経営革新サポート事業」が行っている各事業から高度な知見を持った専門家を派遣する取組みで、当金庫が積極的に、個別企業と各種専門家との相談に直接立ち会うことで、課題の共有化と支援体制の強化を図ることを意図しています。

●相続関連業務の取扱開始

大切な財産を大切な方に引き継いでいくお手伝いをさせていただくために、遺言信託のスペシャリストである株式会社朝日信託と業務提携をいたしました。多くのお客さまが避けては通れない相続を、当金庫が朝日信託と協同して円満な家族関係の維持のためにお手伝いをさせていただきます。



朝日信託 遺言信託・相続セミナー

●事業承継相談の取扱開始

全国的に高齢化が進むなか、事業承継対策が中小企業の経営課題としてクローズアップされています。当金庫では、TKC 西東京山梨会と、事業承継に悩む事業主を仲介し、円滑な事業承継に資する取組みを行っています。

スポーツ振興

●甲府しんきん親善ママさんバレーボール大会の開催

ママさんバレーボールの普及・発展と参加者の皆さまの健康づくり、ふれあいの輪を広げるお手伝いの場として、「第 17 回甲府しんきん親善ママさんバレーボール大会」を主催し、平成 24 年度には全 40 チーム、約 460 名の参加をいただきました。



親善ママさんバレーボール大会

●「ヴァンフォーレ甲府」への支援

Jリーグ 1 部に復帰を果たし、活躍中の地元プロサッカーチーム「ヴァンフォーレ甲府」に対しては、JFL 時代の平成 7 年から「がんばれ！ヴァンフォーレ甲府定期預金」を取り扱い、お客さまにプレミアム金利を適用するとともに、チームへは強化資金を寄贈するなどの支援を続けています。



ヴァンフォーレ甲府への支援

環境問題への取組み

当金庫では「甲府信用金庫行動綱領」において、環境への対応について「資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実施するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。」と、定めています。

●「甲府しんぎんの森」育成事業について

平成 20 年に当金庫では、地域における植林事業や環境保全のため、韮崎市穂坂町地内の「甲府しんぎんの森」にクヌギ・コナラ 3,000 本を植樹しました。

また、「森」の育成を目的として役職員による下草刈りを毎年 1 回実施しています。

その他

●身体障がい者等のお客さまに配慮したサービス向上への取組み

身体障がい者等のお客さまが、当金庫を安心してご利用いただけるようサービス向上に資する個別の取組みを行っています。

具体的には、「認知症サポーター制度（オレンジリング）」の資格を全職員が取得したほか、平成 24 年度には新たに「サービス介助士 2 級」の資格を 13 名が取得し、28 名の資格取得者を全店舗に配置してお客さまへのサービス向上に努めています。また、全店舗に「コミュニケーションボード」を導入し、障がいを抱えるお客さまとの円滑なコミュニケーションが図れるよう対応しています。

設備面では、湯村支店に、音声ガイドシステムを導入するなどの、お客さまに対する接遇の向上を図っています。



サービス介助士実技講習

●ボランティア活動

職員のボランティア活動を促進するため、「ボランティア休暇制度」を設けています。また、毎年 6 月 15 日の「信用金庫の日」には、全役職員で店舗近隣の清掃活動や献血活動を実施しています。

●地域交流活動

「第 42 回信玄公祭り・甲州軍団出陣」や「甲府大好きまつり」をはじめ、地域で行われているさまざまな行事に参加・協力し、地域の皆さまとの交流を深めています。

●年金相談会

全ての営業店で、年金相談員（当金庫職員）による「年金相談会」を年 2 回開催し、年金に関する各種相談を受け付けています。

平成 24 年度は、延べ 49 回の相談会に 335 名の方がご来店され、499 件もの相談をいただきました。



信玄公祭り



甲府大好きまつり

中小企業の経営支援および地域活性化のための取組状況

1. 中小企業の経営支援に関する取組方針

当金庫では、「地元中小企業の健全な発展」「豊かな県民生活の実現」「地域社会繁栄への奉仕」を基本理念として掲げ、地域の中小企業に必要な資金を安定的に提供し、地域経済の発展に貢献するため、地域金融の円滑化に取り組んでまいります。

地域の中小企業への安定した資金の提供は、事業地域が限定された協同組織金融機関である当金庫にとって最も重要な使命です。新規資金借入れのお申込みや、返済期間など貸付条件の変更のご相談・お申込みがあった場合には、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、お客さまの経営改善に向けて真摯に取り組んでまいります。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備

当金庫は、上記の取組方針を適切に実施するため、以下のとおり必要な態勢整備を図っております。

- (1) 地域金融の円滑化を図るために「金融円滑化推進委員会」を設置し、金融仲介機能・コンサルティング機能を積極的に発揮し、お客さまからの各種相談にお応えするため、各種施策の検討・立案を実施しています。また、円滑に活動を展開するために、営業推進部門と企業支援部門が連携して「コンサルティング業務検討会」を設置し、具体的な課題解決に向けた対応を検討しています。
- (2) 全ての店舗に「融資相談窓口」を設置し、事業資金をお借入のお客さまからの資金繰り等のご相談や、住宅資金をお借入のお客さまからのご返済の条件の見直し等に関するご相談に対して、柔軟に、より迅速かつ適切にお応えしています。
- (3) お客さまからの経営相談について、営業店での対応だけでなく本部の各部門が連携し、お客さまを積極的に支援する態勢づくりに取り組んでいます。
- (4) お客さまの抱えている問題を十分に把握し、適切な解決策のご提案ができる体制を強化するために「目利き力養成研修」など職員の能力向上や、中小企業診断士など専門的知識を持つ職員の育成にも取り組んでいます。
- (5) 他の金融機関や信用保証協会、中小企業再生支援協議会等と連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めています。

3. 中小企業の経営支援に関する取組状況

(1) 「経営革新等支援機関」としての取組開始

「中小企業経営力強化支援法」の施行に伴い、平成24年11月に「経営革新等支援機関」として認定を受けました。地域中小企業のお客さまに対し、専門性の高い事業の実現支援、各種専門家等の派遣による協力や保証付与による資金調達支援を通じた支援事業の実現を目指しています。

具体的には、①創業支援、②事業計画策定支援、③事業承継、④M&A、⑤販路開拓、⑥金融・財務などの、専門的なノウハウ（外部専門家を含む）の提供に努めています。



しんきんビジネスフェア（長野）



実践経営塾

(2) 創業・新規事業開拓を目指すお客さまへの支援

項目	取組内容	進捗状況
「甲府しんぎん創業支援融資」を活用した創業先支援	個人事業主や法人として新たに事業を展開する個人に対し、創業のための資金支援を目的に取扱開始	創業を目的とした新規事業者に対し、積極的な金融支援を実施し、平成 24 年度は、41 件 1 億円を実行
成長分野の育成を目的とした「甲府しんぎん成長基盤応援ファンド」による積極的な金融支援	「日本銀行の成長基盤強化に向けた新融資制度」の趣旨に則した当ファンドの利用促進により、成長分野への新規事業に対する積極的な金融支援が目的 平成 24 年 4 月から、小口融資に対応するため、申込下限金額を 100 万円に引下げ	「ちからみなぎる経済活動」、「やすらぎの生活環境」、「さわやかな地域社会」、「つどう観光立県」、「むすぶ情報社会」の各基本分野において、介護・医療事業、高齢者事業、環境関連事業、観光事業など、14 の成長事業に対し、平成 24 年度は、58 件 14 億円を実行
山梨大学との産学官連携ネットワークの強化	「山梨大学客員社会連携コーディネータ」として委嘱を受けた 25 名が、 ・山梨大学のノウハウを必要とする取引先を発掘・橋渡し ・取引先からの技術相談・研究相談の紹介を目的として活動	平成 25 年 3 月 14 日に山梨大学客員社会連携コーディネータ研修が行われ、全店舗長を含む 25 名が参加 平成 24 年度の相談案件件数は 3 件で、このうち、玉穂支店の取上げ事例に対し、山梨大学より社会連携コーディネータ優秀賞を受賞

(3) 成長段階にあるお客さまへの支援

項目	取組内容	進捗状況
ビジネスマッチングへの参加と個別商談会の開催	①長野しんぎんビジネスフェアへの参加（場所：ビッグハット） ②農商工連携マッチングフェア（場所：甲府富士屋ホテル） ③ビジネスマッチング静岡 2012（場所：ツインメッセ静岡） ④しんぎん個別商談会（場所：かいてらす） 県内 2 金庫で共同し、信金中央金庫を介して大手ハイヤー、地元スーパーを招いて実施	① 5 月 18 日（金）13：00～16：00 取引先 3 社が出展 商談合計 33 件 ② 9 月 28 日（金）14：00～17：00 取引先 2 社が出展 ③ 10 月 17 日（水）9：00～19：00 取引先 22 社が出展 商談合計 86 件 ④平成 25 年 2 月 6 日（水）10：00～17：00 商談会参加企業 22 企業 商談合計 47 件
取引先マッチング支援	庫内イントラネットに登録した 221 先の取引先企業同士のマッチングを実施	・登録企業数：221 社 ・マッチング件数：14 件 ・マッチング企業数：29 社
事業価値を見極める融資手法など中小企業に適した資金供給	動産・債権譲渡担保融資の推進	・職員 1 名が「動産評価アドバイザー」（NPO 法人日本動産鑑定）を取得 ・債権譲渡担保融資 10 件実行
取引先企業の若手経営者、後継者の育成	若手経営者、取引先企業の後継者を対象に経営手法等を身に付けるための「実践経営塾」を開催	平成 24 年 9 月に開催し、15 名が受講

(4) 経営改善・事業再生・業種転換等に向けた支援

項目	取組内容	進捗状況
各種専門家派遣の実施	・中小企業支援ネットワーク事業（関東経済産業局）：身近な金融機関だけでは対応できない高度で専門的な課題を「巡回相談員」が金融機関の職員と一緒に解決していく取組み ・「経営戦略アドバイザー事業」（国土交通省）：建設業を営む企業に対し経営支援を行う取組み ・山梨県中小企業経営革新サポート事業（山梨県・やまなし産業支援機構）：山梨県産業振興ビジョンに基づき、成長が期待される分野への事業展開にあたり県の機関・組織が連携する取組み	・専門家派遣の実施件数 29 件 ・訪問回数 46 回 ・対応した巡回相談員は、中小企業診断士、マーケティングプランナー、Web コンサルティングなど多岐に対応
外部機関との連携	外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見の積極的な活用 ・中小企業再生支援協議会との連携強化 ・やまなし企業支援ネットワーク（経営サポート会議）の活用	・実績 24 年 4 月に職員 1 名を派遣、相談件数 10 件 ・実績 経営サポート会議持込案件 1 件
中小企業の定性情報を切り口とした与信判断能力の向上と企業支援・経営指導ができる人材の育成	企業の事業価値を見極める目利き力や提案・コンサルティング能力向上のため、外部研修や内部研修等を実施	内部研修の実施 ・法人渉外レベルアップ講座卒業生講座：卒業生 18 名 ・目利き研修の開催：参加者 31 名 ・経営改善計画の策定支援や進捗管理などに関する役職別、階層別の研修を開催 9 回 244 名受講 中小企業診断士の育成 ・職員のうち、中小企業診断士の資格取得者 12 名 山梨県信用保証協会への出向研修 ・現在、5 名の出向経験者と 1 名の出向者 ・出向経験者 5 名を営業店へ 3 名、本部へ 2 名配置
事業承継相談業務の開始	平成 24 年 10 月 1 日に、TKC 西東京山梨会との間で、顧客企業の円滑な事業承継を実現するための業務提携を締結	第 1 回事業承継セミナー・個別相談会を平成 25 年 2 月、湯村支店で開催 セミナー参加者 10 名、個別相談 1 件

(5)地域活性化への取組み

取組内容		
<p>「甲府信金経営者の会」(780社加盟)の、全店合同・ブロック店舗単位・営業店単位での取組み ●経済講演会、各種セミナー・研修会の開催</p>		
実施日時	内容	参加者等
4月5日	第12回「経営者の会」新入社員研修	参加企業30社、参加者100名
5月30日	「経営者の会」経営セミナー ～常に利益を叩き出す!お金をかけずに経営改善“繁盛の秘訣”～	講師:富田英太氏(㈱アチーブメントストラテジー) 参加者:55名
6月11日	「経営者の会」総会・講演会・懇親会 ～家族ときどきゴルフ『私と遼の挑戦は続く』～	講師:石川勝美氏 講演会参加者:約400名
6月28日	「経営者の会」商談力強化セミナー ～経営者・営業マンが、明日から実践できる心理学～	講師:鬼頭秀彰氏(㈱ZACCESS Consulting) 参加者:52名
7月19日	「経営者の会」スキルアップセミナー ～職場が活性化する!個々のモチベーションアップと『絆』を結ぶチームワーク～	講師:森川あやこ氏(Office アイム代表) 参加者:77名
8月27日	「経営者の会」新入社員フォロー研修	参加企業15社 参加者:36名
9月24日	「経営者の会」マーケティングセミナー ～ソーシャルメディアを活用し、コストを下げて成果を出す!～	講師:山田進一氏(㈱オリファイ) 参加者:43名
10月5日～ 11月12日	「経営者の会」パソコン研修 ①ワードレイアウトテクニック講座 ②パワーポイント基礎講座 ③エクセル関数テクニック講座	講師:システムインナカゴミ専属講師 参加者 ①17名、②18名、③26名 合計61名
10月24日	「経営者の会」財務セミナー ～会社数字の見方・読み方・活かし方～	講師:井澤直樹氏(ヒューマンハーバー代表) 参加者:51名
11月19日	「経営者の会」経営安定セミナー ～「不況脱出のノウハウ」これが決め手!!～	講師:三科公孝氏(㈱ノウハウバンク) 参加者:32名
12月6日	「経営者の会」マーケティングセミナー ～コンビニが消費者を惹きつける理由～	講師:島村信仁氏(㈱経営ドクター) 参加者:34名
12月10日	「経営者の会」経済講演会 『日本は再生できるのか』	講師:古賀茂明氏 参加者:205名
1月22日	「経営者の会」顧客対応セミナー ～コミュニケーション集客術～	講師:金光サリイ氏(ヴィゴラスマインド代表) 参加者:74名
1月23～27日	「経営者の会」第2回海外研修	参加者:37名
2月13日	「経営者の会」でんさいネットセミナー	講師:営業統括課 参加者:76名
2月15日	「山梨県」農と食のコラボレーション講座	講師:小泉武夫氏(山梨県農政アドバイザー・東京農業大学名誉教授) 参加者:18名
<p>●ブロック活動 : 講演会、各地視察研修、勉強会の実施(参加者503名) ●支部活動 : 視察・講演:参加者73名</p>		



経営者の会 セミナー



経営者の会 新入社員研修



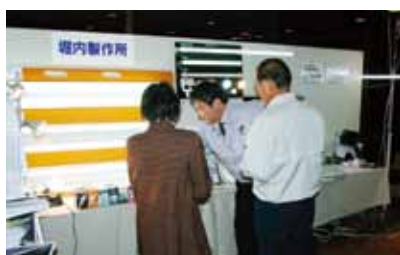
経営者の会 パソコン研修

(5) 地域活性化への取組み(つづき)

取組内容		
信友会（加納岩・山梨南支部）での取組み ●文化講演会、ビジネスフェアの開催		
実施日時	内容	参加者等
11月13日	「文化講演会」（信友会加納岩・山梨南支部）の開催 （講師：森永卓郎氏 経済アナリスト・獨協大学教授）	来場者 約450名
11月13日	「信友会ビジネスフェア2012」（加納岩・山梨南支部）の開催	取引先 11社出展
地域行事への参加		
実施日時	内容	参加者等
10月20日	「甲府大好きまつり（ビートtoビート）」への参加	職員48名が参加
11月24日	「B-1 グランプリ in 甲府」へのボランティア参加	職員42名が参加
PFIによる地域活性化への取組み ※「PFI」とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等のために民間の資金、経営・技術的能力を活用する手法		
当金庫の資金を、PFI事業により公共施設の建設等に活用 「山梨県立中央病院駐車場整備運営事業」「甲府地方合同庁舎整備等事業」「山梨県防災新館整備等事業」など		



経営者の会 海外研修



信友会ビジネスフェア2012



甲府大好きまつり

4. 経営改善支援の取組状況

(単位：先数)

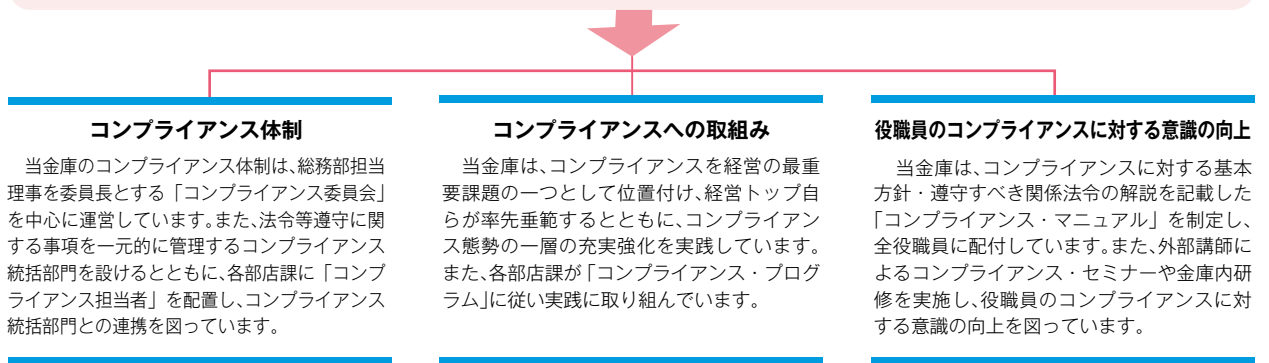
(単位：%)

	期初 債務者数	うち経営改 善支援取組 先数	αのうち期末 に債務者区分 がランクアップ した先数	αのうち期末 に債務者区分 が変化しな かった先数	αのうち再生 計画を策定し ている全ての 先数	経営改善支 援取組率	ランク アップ率	再生計画 策定率	
			β	γ	δ				
	A	α	β	γ	δ	α/A	β/α	δ/α	
正常先①	1,931	—	—	—	—	—	—	—	
要 注 意 先	うちその他要注意先②	943	61	3	50	53	6.5	4.9	86.9
	うち要管理先③	38	3	1	2	3	7.9	33.3	100.0
破綻懸念先④	123	10	—	10	10	8.1	—	100.0	
実質破綻先⑤	65	—	—	—	—	—	—	—	
破綻先⑥	16	—	—	—	—	—	—	—	
小計 (②～⑥の計)	1,185	74	4	62	66	6.2	5.4	89.2	
合計	3,116	74	4	62	66	2.4	5.4	89.2	

法令遵守の体制

当金庫では、コンプライアンスを「法令等遵守」すなわち「経営にかかる各種リスクを予防するため、高い倫理観と強い使命感に立脚し、法令をはじめ、金庫内の諸規定、社会規範など、あらゆるルールを遵守すること」と定義して、経営における最重要課題に掲げ、次のような取組みを行っています。

平成 10 年	4 月	「甲府信用金庫倫理綱領」の制定
平成 11 年	8 月	「法務コンプライアンス室」設置
	10 月	「コンプライアンス・マニュアル」等の制定およびコンプライアンス担当者の任命
平成 12 年	1 月	「コンプライアンス委員会」の設置
平成 13 年	6 月	「理事制裁規定」「懲戒規定」「接待・贈答基準」「新規業務・新規商品等監査基準」「約款等監査基準」の制定
平成 16 年	4 月	「コンプライアンス規定」「倫理ホットライン」運営要領の制定
平成 18 年	2 月	「甲府信用金庫倫理綱領」を「甲府信用金庫行動綱領」に改正
	4 月	「公益通報者保護管理規定」の制定
平成 19 年	5 月	「リーガル・チェック等基準」の制定
	7 月	「内部管理基本方針」の制定
平成 20 年	1 月	「法令等遵守方針」の制定
	3 月	「登録金融機関業務のコンプライアンス規則」の制定
	12 月	「反社会的勢力に対する基本方針」の制定
平成 21 年	6 月	「利益相反管理方針」の制定
平成 24 年	6 月	「融資基本方針(クレジット・ポリシー)」の制定



甲府信用金庫行動綱領	
1. 信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任	信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。
2. 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献	経済活動を支えるインフラ(経済基盤)としての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さまのニーズに応えるとともに、セキュリティ・レベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。
3. 法令やルールの厳格な遵守	あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
4. 地域社会とのコミュニケーション	経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。
5. 従業員の人權の尊重等	従業員の人權、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。
6. 環境問題への取組み	資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。
7. 社会貢献活動への取組み	信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会と共に歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。
8. 反社会的勢力との関係遮断	社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。

反社会的勢力に対する基本方針

私ども甲府信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

顧客保護等管理態勢

顧客保護等管理態勢への取組み

当金庫は、お客さまの保護および利便性の向上を図るために行うべき管理として、「顧客説明」「顧客サポート等」「顧客情報管理」「外部委託管理」「利益相反管理」を掲げ、理事会で決議した役職員向けの「顧客保護等管理方針」に基づき、各管理態勢を整備し、役職員一丸となってお客さまの保護および利便性の向上に取り組んでいます。

顧客説明	お客さまとのお取引や商品の説明および情報提供について、法令等に基づいて規定やマニュアルを整備するとともに、研修を実施する等、職員に周知徹底を図り、お客さまに対する説明が適切かつ十分に行われるよう取り組んでいます。
顧客サポート等	お客さまからのお問い合わせ、ご相談、ご要望および苦情など、お客さまからのさまざまなご意見を業務の改善につなげるため、各営業店に「お客さまの声カード」を設置するとともに、本部に「お客さま相談窓口」と「お客さま意見・要望窓口」を配置し、金融ADR制度を踏まえた対応を行っています。
顧客情報管理	お客さまに関する情報の管理の適切性を確保するために「プライバシーポリシー」「個人情報の保護と利用に関する規定」「インサイダー取引等防止規定」などを制定し、お客さまに関する情報の適切な保護を図っています。
外部委託管理	当金庫の業務を外部委託した場合に、お客さまの保護の観点から、業務の内容等に応じて委託先を厳格に選定するとともに、委託先に対して委託業務の処理状況や秘密保持管理状況等について定期的に検証しています。
利益相反管理	お客さまとのお取引に際して、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理体制を整備し、利益相反のおそれのある取引の管理を行い、お客さまの保護と利便性の向上に努めています。

顧客保護等管理方針

当金庫は、法令やルールを厳格に遵守し、社会規範に則り、誠実かつ公正なお客さま保護等管理業務を遂行します。また、お客さまの正当な利益の保護や利便性の向上に向けて継続的な取組みを行っています。

1. 当金庫は、お客さまへの説明を要するすべての取引や商品について、そのご理解やご経験、ご資産の状況等に応じた適切な情報提供と商品説明を行います。
2. 当金庫は、お客さまからのご意見や苦情等については、誠実・公正・迅速に対応し、お客さまのご理解とご信頼を得られるよう努めるとともに、お客さまの正当な利益が保護されるように努めてまいります。
3. 当金庫は、お客さまの情報を、適法かつ適正な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取扱いやお客さまの同意を得ることなく外部への提供を行いません。また、お客さまの情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
4. 当金庫が行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう努めてまいります。
5. 当金庫は、お客さまとのお取引にあたり、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるよう努めてまいります。

※本方針において「お客さま」とは、「当金庫をご利用されている方およびご利用しようとしている方」を意味します。

※お客さま保護の対象となる業務は、与信取引（貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約）、預金等の受入れ、金融商品の販売仲介・募集等のお客さまと当金庫の間で行われるすべての取引に関する業務です。

個人情報保護宣言

当金庫は、お客さまから信頼いただける信用金庫として、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の適切な保護と利用および安全管理を図るため、以下の方針に基づき、お客さまの個人情報を厳格に取り扱うとともに、その機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報保護に関する法令等の遵守	当金庫は、個人情報保護に関する法律および金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他の法令を遵守し、お客さまの個人情報を厳格にお取り扱いいたします。
2. 個人情報の収集目的	お客さまとのお取引を安全かつ確実に進め、より良い金融サービスをご提供するために、必要とする情報を収集し、利用いたします。これらの情報は、業務上必要な目的の範囲で収集・利用し、目的外には利用いたしません。
3. 個人情報の外部への提供	お客さまの個人情報は、法令等に定める場合および共同利用、委託に該当する場合を除き、あらかじめお客さまの同意を得ることなく第三者に提供いたしません。
4. 個人情報の利用目的の通知・公表方法	お客さまの個人情報の利用目的は、当金庫ホームページへの掲載のほか、ポスターの掲示、パンフレットの備え置き・配付によりお知らせいたします。
5. 個人情報の安全管理の基本方針	当金庫は、お客さまの個人情報について、漏えい・滅失または毀損の防止その他の個人情報の安全管理に努めることを基本方針とします。また、個人情報保護に関する安全管理にかかる基本方針については、継続的に改善を行います。
6. 個人情報の開示・訂正・削除について	お客さまご本人から、当金庫が登録している情報について開示等のご請求があった場合には、法令等の定めにより開示できない場合を除き、お客さまご本人であることを確認させていただき、お答えいたします。
7. お客さまのご質問等への対応	お客さまのご質問、苦情等につきましては誠意をもって対応いたしますので、当金庫本支店の窓口もしくは本部相談窓口・苦情窓口までご連絡ください。

【個人情報に関する相談・苦情窓口】甲府信用金庫 総務部 フリーダイヤル 0120-115-240

※個人情報保護宣言の詳細については、各窓口にて「プライバシーポリシー」を備え置いています。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売にかかる契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等にかかる勧誘についてのご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口またはお客さま相談窓口（フリーダイヤル：0120-512-038）までお問い合わせください。

利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守します。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③の他、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、また、これらを組み合わせることにより管理します。
 - (1) 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - (2) 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - (3) 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - (4) 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業推進部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

金融ADR制度への対応

【苦情処理措置】

当金庫は、お客さまからの苦情のお申出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレットおよびポスター等により公表しています。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は36ページ参照）または総務部内お客さま意見・要望窓口（フリーダイヤル：0120-115-240）にお申出ください。

【紛争解決措置】

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記お客さま意見・要望窓口、全国しんきん相談所（9時～17時、電話番号：03-3517-5825）および関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話番号：03-5524-5671）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話番号：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話番号：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話番号：03-3581-2249）、の各仲裁センター等、並びに山梨県弁護士会（電話番号：055-235-7202）にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

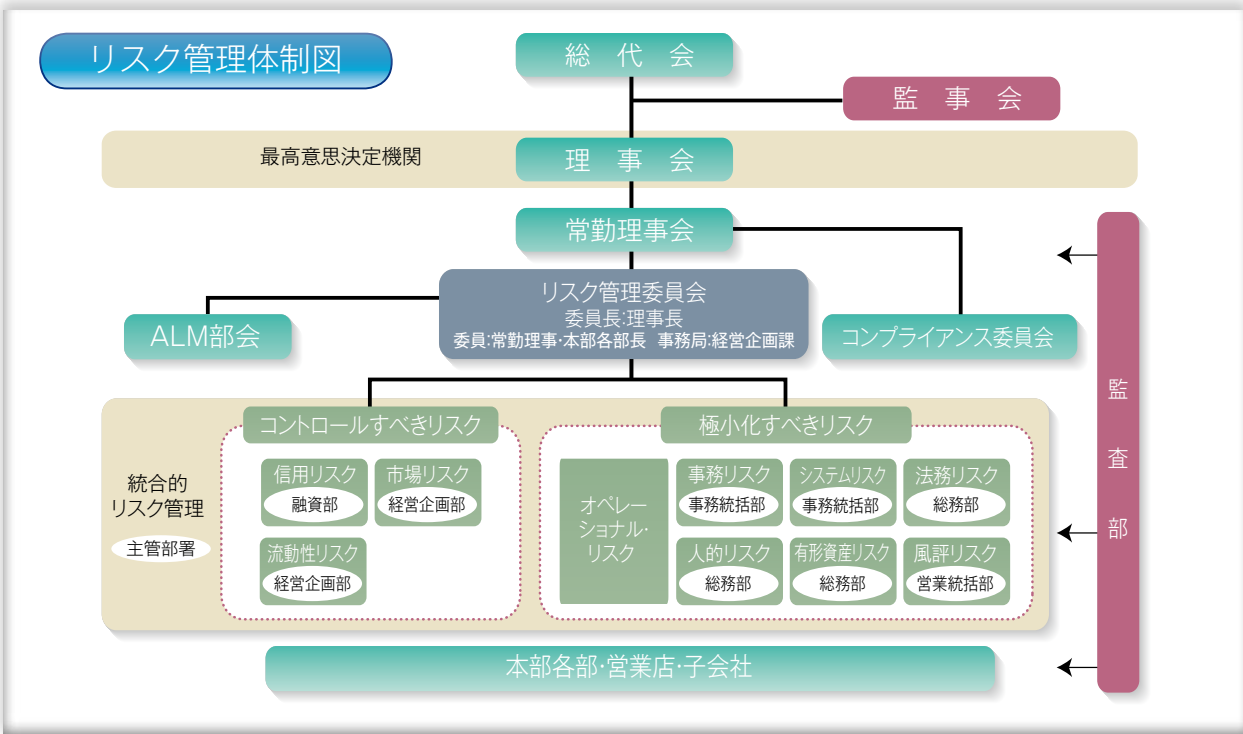
リスク管理の状況

リスク管理体制

金融の自由化・国際化の進展や情報通信技術等の進歩により、金融機関が直面するリスクは複雑かつ多様化しており、健全経営を維持していくためにはリスク管理が重要な経営課題となっています。

当金庫では、さまざまなリスクに対応するため、リスク部門ごとに主管部署を定め、さらにリスク管理委員会、コンプライアンス委員会、ALM部会等を設置し、金融環境の変化に柔軟に対応できる統合的なリスク管理体制の充実に努めています。

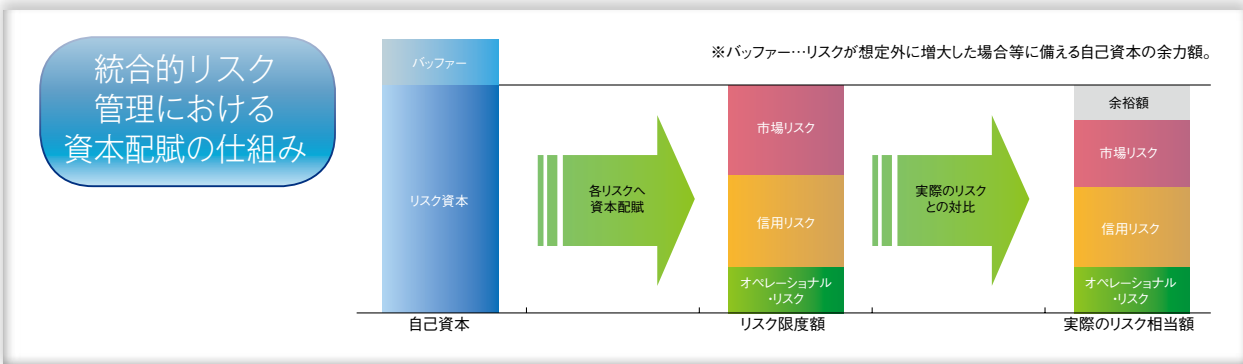
また、リスク管理体制の充実度を当金庫自身により評価する「自己評価」を毎年実施するとともに、金融庁検査、日銀考査をはじめ、監事監査、監査部による内部監査などが定期的実施されており、さらに監査法人による外部監査も厳正に行われています。



統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、金融機関が直面するあらゆるリスクを、それぞれのリスク部門ごとに評価・計測し、それらを総体的に捉えたうえで、金融機関の経営体力(自己資本)と比較・対照する自己管理型のリスク管理のことです。

当金庫では、自己資本額からバッファーを除いた額をリスク資本として、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクの各部門に配賦し、この配賦額と実際のリスク相当額を比較・対照することにより、適切なリスクコントロールに努めるとともに、自己資本の十分性を確認しています。



各リスク部門におけるリスク管理態勢

○ 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し損失を被るリスクのことです。

当金庫では、貸出資産の健全性を維持するため、営業推進部門と審査部門を分離し、厳格な審査体制を構築し、案件審査、与信管理を行うとともに、「総合融資審査支援システム」や「不動産担保管理システム」を導入し、与信管理の精度の向上を図っています。

また、「中間管理」の手法を導入し、貸出先の業況把握や経営支援を行う一方、厳格な資産査定を実施し、資産内容のリスクの度合いを把握することにより、適正な償却・引当を行っています。なお、資産査定結果については、各部門から独立した監査部による監査に加え、外部の監査法人による検証を受けています。

さらに、VaR（モンテカルロシミュレーション法）による信用リスクの計量化に取り組むなど、信用リスク管理体制のさらなる充実に努めています。

○ 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、株式、為替等の様々な市場ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクのことです。具体的には、金利リスク、株式等の価格変動リスク、為替リスクと、これらに付随する信用リスク等を総称して市場リスクといたします。

当金庫では、保有限度額やリスク限度額について、当金庫の収益力やリスク管理能力等を勘案して定期的に見直すとともに、市場取引は、執行部門である資金証券部資金運用課（フロント部門）、経営企画部経営企画課（ミドル部門）および経営企画部経理課（バック部門）の3部門を明確に分離することで、相互牽制の徹底を図っています。

また、経営企画部経営企画課は、市場リスクの計量化、各種指標の算出に取り組み、リスク管理委員会を通じて経営陣に定期的に報告を行い、市場リスク管理体制の強化に努めています。

○ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、市場の混乱等で通常よりも著しく不利な条件での取引を余儀なくされる（市場流動性リスク）、あるいは、予期せぬ預金の払出し等で通常よりも著しく高い金利での調達を余儀なくされる（資金繰りリスク）ことなどにより損失を被るリスクのことです。

当金庫では、資金繰りの状況に応じて、「平常時」「特別時」「危機時」の3段階に区分して管理するとともに、国債等の市場流動性が高い債券や、信金業界のバックアップ役を担う信金中央金庫への預け入れを中心に運用し、常に適切な支払準備資産を確保しています。

○ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員等の活動、もしくはシステムが不適切であること、または災害など外生的な事象により損失を被るリスクのことです。

当金庫では、オペレーショナル・リスクの種類を①事務リスク ②システムリスク ③法務リスク ④人的リスク ⑤有形資産リスク ⑥風評リスクに分類し、業務の広範囲に存在するリスクと捉え、各リスクに応じた管理体制と管理方法を定めリスクの極小化に努めています。

オペレーショナル・リスクの管理状況は、各リスク管理の主管部署からリスク管理委員会を通じて経営陣に報告され、対応策を審議するとともに必要に応じて常勤理事会、理事会に報告する態勢を整備しています。なお、リスク量の算定は、バーゼルⅡにおける基礎的手法を採用しています。

事務リスク管理

事務リスクとは、事務上のミスや事故、不正事件の発生等により損失を被るリスクのことです。

当金庫では、金融機関の信用の基本は正確な事務処理であるとの認識に立ち、各種規定や事務取扱要領等を整備するとともに、事務ミス等に伴うリスクの極小化を図るために、事務ミスや事務事故の発生データの蓄積と要因分析を行い、再発防止と未然防止に努めています。

また、監査部による内部監査、営業店ならびに本部自身が毎月行う自己事務点検、外部の監査法人による監査、事務統括部門の臨店指導等、相互牽制を図りながら、事務管理の厳正化に努めています。

システムリスク管理

システムリスクとは、金融機関の事務処理に不可欠であるコンピュータシステムの突然の停止や誤作動、不正使用等により損失を被るリスクのことです。

当金庫では、入念なシステム安全対策を講じるとともに、コンピュータシステムと切り離して考えることのできない、お客さまのお取引内容をはじめとするさまざまな情報資産の管理に対しても、「情報資産保護に関する基本方針」「情報リスク管理規定」等を整備のうえ、強固で充実したシステムリスク管理体制の構築に努めています。

また、コンティンジェンシープラン（緊急時対応計画）を作成し、定期的に訓練を実施するなど、不測のシステム障害等への対応を強化しています。

法務リスク管理

法務リスクとは、当金庫の各業務が依拠するところの規定・要領・契約等が法的に不適合あるいは不十分であったり、当金庫の経営やお客さまのお取引等において、法令・金庫内規定等に違反する行為が発生することで、当金庫の信用の失墜や法的な責任の追及を受けることにより損失を被るリスクのことです。

当金庫では、「経営方針」「法令等遵守方針」「コンプライアンス・マニュアル」等に基づき、法令等遵守態勢の整備を行い、各種業務における法務リスクの検証と適切な管理により、リーガルチェック体制の維持・確保に努めています。

人的リスク管理

人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）および差別的行為（セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等）により損失を被るリスクのことです。

当金庫では、採用、昇格、給与、異動、人事考課等の人事諸制度について「人事給与規定」に定め適切に運用するとともに、労働環境向上の施策として、職員が外部の専門相談員や専門医といつでも連絡がとれる「労務管理相談員制度」を制定し、人的リスク管理体制の構築に努めています。

有形資産リスク管理

有形資産リスクとは、災害・その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害などにより損失を被るリスクのことです。

当金庫では、定期的に営繕調査を行い、店舗建物の計画的な修繕と建替えを実施しています。

また、「業務継続基本方針（BCP）」「危機管理マニュアル」などを制定し、東海地震等の大規模地震災害を想定した全店一斉の防災訓練を毎年実施するとともに、本部棟や事務センターなど、災害時において拠点となる重要施設には自家発電装置を設置し、緊急時にも迅速かつ適切な対応がとれるように備えています。

風評リスク管理

風評リスクとは、リスク耐久力、規模、成長性といった当金庫の評判を形成する内容が劣化し、顧客からみた当金庫への安心度、親密度が損なわれ、評判が低下するリスクのことです。

当金庫では、常に健全経営の堅持や顧客サービスの向上を心掛けるとともに、当金庫に対するご意見・ご指摘、または誤解があった場合に、速やかに対処するためのマニュアルを整備し、お客さまから親しまれ、信頼される企業づくりに努めています。

銀行勘定における金利リスクに関する事項

● リスク管理の方針および手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響を指します。当金庫では、「市場リスクの管理方針」において、金利リスク管理の主管部署を経営企画部と定め、定期的に金利リスクの計測・評価を行っています。具体的には、一定の金利ショックを想定したBPV法、一定の確率の範囲内でどの程度損失が発生するか理論的に算出するVaR法、期間収益の影響度を算出する収益シミュレーション法などの管理手法により、日次あるいは月次で計測を行い経営陣に報告しています。また、ストレステストの実施、ALM 部会やリスク管理委員会での審議などを通じて、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。

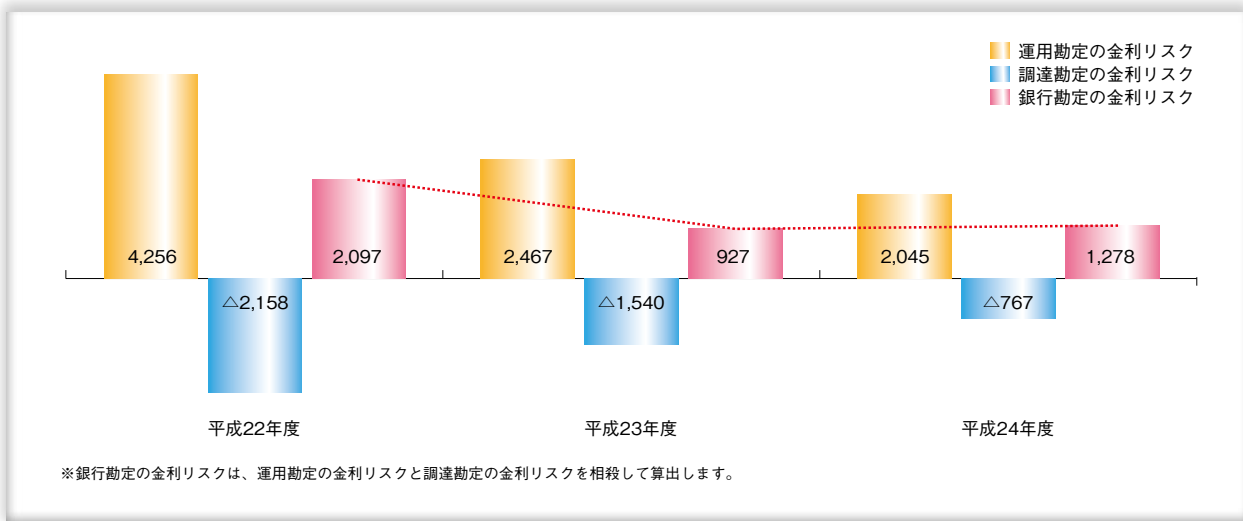
● 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスクは、以下の定義に基づいて算定しています。

- 計測手法 GPS 方式
- 計測対象 金利・期間を有する貸出金、有価証券、預け金、預金などの資産・負債
 - ※なお、コア預金については以下の定義に基づいて金利リスクの算出を行っています。
 - 残 高：ア．過去5年の最低残高
 - イ．過去5年の最大年間流出量を現残高から引いた残高
 - ウ．現残高の50%相当額
 - 以上のア～ウのうち最小額を上限とし、平成24年度末の計数はウを採用しています。
 - 満 期：5年以内(平均2.5年)
- 金利ショック幅 99パーセンタイル値
- 計測の頻度 月次

銀行勘定の金利リスク

(単位：百万円)



【用語のご説明】

- ・BPV (ベース・ポイント・バリュー) 金利リスク指標の1つで、全ての期間の市場金利が1ベース・ポイント(0.01%)変化した場合における現在価値の変化額を表す手法。
- ・VaR (バリュー・アット・リスク) 将来の特定の期間内に、ある一定の確率の範囲内で、ポートフォリオの現在価値がどの程度まで損失を被るかを、過去のある一定期間毎のデータをもとに理論的に算出する手法。
- ・ストレステスト 例外的であるが蓋然性のある事象(リーマン・ショックなど)が発生した場合のリスクファクターが、金融機関の財務状況に与える潜在的な影響を検証する手法。
- ・GPS (グリッド・ポイント・センシビリティ) 方式 一定期間ごとに設定した基準時点(グリッド)の市場金利がそれぞれ微小に変化した場合の感応度から、市場金利の複雑な変化に対する資産・負債の現在価値の変化額を計算する方式。
- ・コア預金 普通預金、貯蓄預金など明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金。
- ・99パーセンタイル値 計測値を順番に並べたうちのパーセント目の値。99パーセンタイル値は99パーセント目の値。

金融円滑化への対応

当金庫では「中小企業金融円滑化法」の期限終了後も、これまで同様、返済条件の見直しや資金繰りのご相談を承っています。引き続き、中小企業の金融円滑化に適切に対応するため、内部規定や組織体制を整備し、お客さまからの相談に適切かつ迅速にお応えするよう努めています。

地域金融円滑化のための基本方針

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客さまに必要な資金を安定的に提供し、地域経済の発展に貢献するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に取り組んでまいります。

1. 取組方針

地域の中小企業および個人のお客さまへの安定した資金のご提供は、事業地域が限定された協同組織金融機関である甲府信用金庫にとって最も重要な使命です。

当金庫は、お客さまからの新規資金借入のお申込みや、返済期間など貸付条件の変更のご相談・お申込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んでまいります。

2. 金融円滑化の実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記の取組方針を適切に実施するため、以下のとおり必要な態勢整備を図っております。

- (1) 地域金融の円滑化を図るために「金融円滑化推進委員会」を設置、「金融円滑化管理責任者」に融資担当理事を定め、金融仲介機能・コンサルティング機能を積極的に発揮し、お客さまからの各種相談にお応えするため、各種施策の検討・立案を実施してまいります。
- (2) 全ての店舗に「融資相談窓口」を設置し、事業資金をお借入のお客さまからの資金繰り等のご相談や、住宅資金をお借入のお客さまからの返済の条件の見直し等に関するご相談に対して、柔軟に、より迅速かつ適切にお応えしてまいります。
- (3) お客さまからの経営相談について、営業店での対応だけでなく本部の支援部門や経営指導部門が連携し、お客さまを積極的に支援する態勢づくりに取り組んでまいります。
- (4) お客さまの抱えている問題を十分に把握し、適切な解決策のご提案ができる体制を強化するために「目利き力養成研修」など職員の能力向上や、中小企業診断士など専門的知識を持つ職員の育成にも取り組んでまいります。

3. 他金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから、貸付条件の変更等のお申出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会、中小企業再生支援協議会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照合を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

貸付条件変更等の実施状況（債権ベース）（平成21年12月4日～平成25年3月31日までの累計）

【中小企業のお客さまからのお申込みの状況】

（単位：件、百万円）

条件変更の申込み		実行		謝絶		審査中		取下げ	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
3,520	80,476	3,338	76,789	89	2,556	28	580	65	549

【住宅資金をお借入のお客さまからのお申込みの状況】

（単位：件、百万円）

条件変更の申込み		実行		謝絶		審査中		取下げ	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
305	3,566	243	2,915	18	176	3	26	41	449

ネットワーク (平成 25 年 7 月 1 日現在)

店舗一覧

店舗	住所	TEL	貸金庫	toto 換金	AED 設置
①本店営業部	甲府市丸の内 2 丁目 17-6	☎ 055-222-3322			
②湯村支店	甲府市湯村 3 丁目 4-34	☎ 055-253-1528			
③緑町支店	甲府市若松町 6-26	☎ 055-233-0148			
④北支店	甲府市武田 1 丁目 2-20	☎ 055-252-6411			
⑤南支店	甲府市住吉 1 丁目 12-4	☎ 055-235-1271			
⑥国母支店	甲府市国母 5 丁目 4-2	☎ 055-226-4422			
⑦西支店	甲府市徳行 2 丁目 12-6	☎ 055-226-3024			
⑧東支店	甲府市和戸町 353-59	☎ 055-237-6831			
⑨朝気支店	甲府市朝気 1 丁目 9-9	☎ 055-237-3511			
⑩大里支店	甲府市大里町 4131-1	☎ 055-241-3521			
⑪塩山支店	甲州市塩山上於曾 674	☎ 0553-33-3233			
⑫加納岩支店	山梨市上神内川 1184	☎ 0553-22-2331			
⑬山梨南支店	山梨市下神内川 173-2	☎ 0553-22-3911			
⑭葦崎支店	葦崎市本町 1 丁目 5-28	☎ 0551-22-1535			
⑮藤井支店	葦崎市藤井町駒井 2760-1	☎ 0551-23-2611			
⑯櫛形支店	南アルプス市小笠原 510-16	☎ 055-282-6311			
⑰白根支店	南アルプス市在家塚 901-1	☎ 055-283-8339			
⑱竜王支店	甲斐市富竹新田 141-2	☎ 055-276-0211			
⑲竜王南支店	甲斐市西八幡 1258-3	☎ 055-279-2171			
⑳敷島支店 ★	甲斐市中下条 1343-1	☎ 055-277-5831			
㉑笛吹支店	笛吹市春日居町寺本 30-1	☎ 0553-26-3361			
㉒石和支店	笛吹市石和町窪中島 106-1	☎ 055-263-9393			
㉓長坂支店	北杜市長坂町長坂上条 2057	☎ 0551-32-3235			
㉔田富支店	中央市山之神 1122-530 流通センター内	☎ 055-273-2611			
㉕玉穂支店	中央市若宮 36-4	☎ 055-274-3100			

出張所 (店外キャッシュコーナー) 一覧

本店営業部エ克蘭出張所
本店営業部甲府共立病院出張所
本店営業部飯田出張所
緑町支店春日町出張所
緑町支店中央出張所 ★
南支店甲府城南病院出張所
南支店山城出張所
西支店石田出張所
東支店フレスポ甲府東出張所
朝気支店オキノイーストモール出張所
塩山支店オキノ甲州店出張所
加納岩支店オキノ山梨ショッピングセンター出張所
葦崎支店ラザウォーク甲斐双葉出張所 ★
櫛形支店オキノ峡西出張所
櫛形支店増穂出張所
白根支店オキノキャロット六科出張所
竜王南支店パークス出張所
敷島支店パークス敷島店出張所 ★
敷島支店響が丘出張所 ★
笛吹支店一宮出張所
石和支店イオン石和店出張所
長坂支店大泉出張所
長坂支店きららシティ出張所
田富支店オキノリバーシティ出張所 ★

自動機器 (ATM) 設置状況

区分	台数	
店舗内	25 店舗	40 台
店舗外	24 カ所	24 台
計		64 台

ATM お引き出し手数料

(当金庫のキャッシュカードをご利用の場合)

平日	8:00 ~	無 料
	18:00 ~	105 円
土曜日	8:00 ~	無 料
	14:00 ~	105 円
日曜・祝日	8:00 ~	105 円

★視覚障がい者対応 ATM 設置

山梨信金と共同設置の出張所については、当金庫主幹事分のみを記載しています。

ATM の稼働時間は、店舗・店舗外キャッシュコーナーにより異なります。詳しくは、窓口もしくは当金庫ホームページでご確認ください。

しんきんゼロネットサービス

全国の信用金庫のATMにおいて、ご利用手数料が原則無料で当金庫のキャッシュカードがご利用いただけます!

※ご利用手数料無料の時間帯

平日 8:45~18:00 (入出金)

土曜 9:00~14:00 (入出金)

※一部本サービスをご利用いただけない「しんきんATM」がございます。



店舗配置図



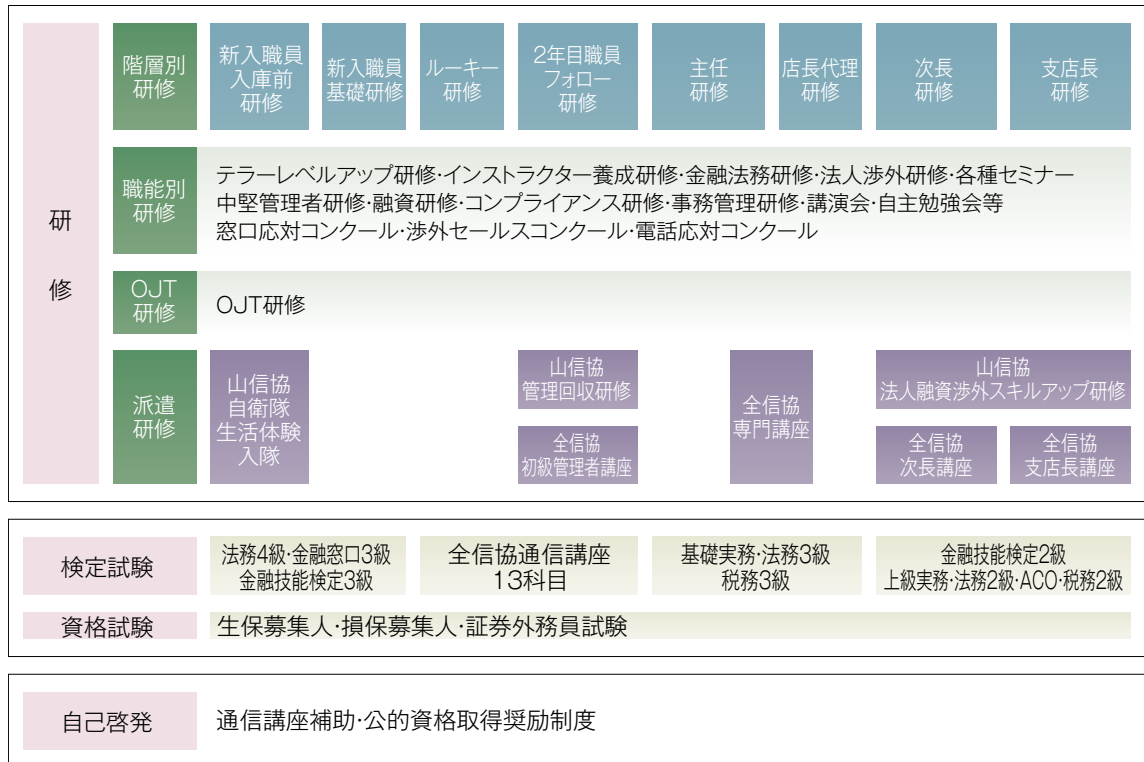
営業地区一覧

甲府市、甲州市、山梨市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、北杜市、中央市、西八代郡（市川三郷町）
 南巨摩郡（富士川町、早川町、身延町、南部町）、中巨摩郡（昭和町）
 南都留郡（富士河口湖町精進、本栖、富士ヶ嶺）

教育研修制度、福利厚生

当金庫では、「地域の皆さまから安心して任される甲府信用金庫職員」としての教育研修を行っており、研修方法も「教える教育から考える教育・与える教育から助ける教育」を基本的な考え方としています。

研修体系表



福利厚生

当金庫は、役職員の心のリフレッシュとゆとりある生活を願い、福利厚生面の充実に努めています。

■ 会員サービス

福利厚生総合サービス「JTB “えらべる倶楽部”」

■ 制 度

連続休暇制度(最長9日間)

ボランティア休暇制度 他

■ サークル活動

野球、サッカー、バドミントン、バレーボール、テニス、ゴルフ 他

■ その他

役職員球技大会、ファミリーツアー、ボウリング大会 他

●この他、職員旅行の補助、健康スクリーニング、人間ドックなど、さまざまな制度を積極的に導入しています。

資料編

目次

●財務諸表	
◆貸借対照表	40
◆損益計算書	41
◆剰余金処分計算書	41
◆連結情報	41
●事業年度における事業指標	
◆主要な業務の状況を示す指標	46
◆預金に関する指標	47
◆貸出金等に関する指標	47
◆貸出資産に関する指標	48
◆有価証券に関する指標	48
◆時価情報	49
◆その他の事業指標	50
◆資産の健全性に関する指標	51
●バーゼルⅡに基づく開示事項	
◆定性的な開示事項	53
◆定量的な開示事項	55

注) 諸計数につきましては、表示単位未満を切り捨てて表示していますので、合計額と一致しない場合があります。

財務諸表

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	平成 23 年度	平成 24 年度
	平成 24 年 3 月 31 日現在	平成 25 年 3 月 31 日現在
現金	4,191,051	4,357,150
預け金	84,685,336	85,053,150
買入金銭債権	25,657	18,031
金銭の信託	100,000	100,000
有価証券	125,034,240	138,385,485
国債	39,415,639	44,668,041
地方債	21,007,857	27,684,682
社債	52,151,274	61,007,649
株式	711,904	62,027
その他の証券	11,747,564	4,963,084
貸出金	178,563,161	177,771,896
割引手形	3,182,683	2,605,290
手形貸付	20,934,286	22,216,156
証書貸付	147,665,063	145,398,833
当座貸越	6,781,128	7,551,615
外国為替	263,182	269,488
外国他店預け	263,182	269,488
その他資産	2,551,818	2,493,519
未決済為替貸	70,231	83,380
信金中金出資金	1,311,000	1,311,000
前払費用	106,200	124,930
未収収益	783,193	748,142
金融派生商品	6,363	10,226
その他の資産	274,830	215,839
有形固定資産	3,369,687	3,507,841
建物	1,326,158	1,504,460
土地	1,850,178	1,822,689
リース資産	21,428	13,421
その他の有形固定資産	171,921	167,270
無形固定資産	118,530	86,246
ソフトウェア	92,630	60,522
その他の無形固定資産	25,899	25,724
繰延税金資産	25,923	—
債務保証見返	3,087,693	2,036,866
貸倒引当金	△ 4,565,723	△ 4,920,989
(うち個別貸倒引当金)	(△ 3,540,446)	(△ 3,972,954)
資産の部合計	397,450,560	409,158,688

(単位：千円)

科 目	平成 23 年度	平成 24 年度
	平成 24 年 3 月 31 日現在	平成 25 年 3 月 31 日現在
預金積金	371,171,876	380,864,700
当座預金	4,956,845	5,760,686
普通預金	122,414,886	124,252,825
貯蓄預金	1,346,680	1,217,693
通知預金	1,279,680	1,571,058
定期預金	226,215,488	232,447,743
定期積金	12,998,557	13,546,036
その他の預金	1,959,736	2,068,656
借入金	2,720,827	3,278,651
借入金	2,720,827	3,278,651
外国為替	570	—
売渡外国為替	570	—
その他負債	1,081,317	1,061,528
未決済為替借	141,801	176,385
未払費用	331,038	367,934
給付補填備金	30,606	33,134
未払法人税等	5,570	5,597
前受収益	128,054	134,631
払戻未済金	17,426	9,950
払戻未済持分	10	10
職員預り金	197,494	191,373
金融派生商品	18,938	10,708
リース債務	21,428	13,421
資産除去債務	37,689	38,556
その他の負債	151,258	79,824
賞与引当金	147,918	147,498
役員退職慰労引当金	189,750	218,870
睡眠預金払戻損失引当金	6,863	5,350
偶発損失引当金	126,188	114,279
繰延税金負債	—	412,560
債務保証	3,087,693	2,036,866
負債の部合計	378,533,005	388,140,306
出資金	1,855,071	1,849,410
普通出資金	1,855,071	1,849,410
利益剰余金	16,006,588	17,100,395
利益準備金	1,596,963	1,772,556
その他の利益剰余金	14,409,625	15,327,838
特別積立金	12,430,000	13,930,000
(うち本店棟耐震化改修積立金)	300,000	300,000
当期末処分剰余金	1,979,625	1,397,838
処分未済持分	△ 10,876	△ 18
会員勘定合計	17,850,783	18,949,787
その他有価証券評価差額金	1,066,730	2,068,593
繰延ヘッジ損益	41	—
評価・換算差額等合計	1,066,771	2,068,593
純資産の部合計	18,917,555	21,018,381
負債及び純資産の部合計	397,450,560	409,158,688

損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成 23 年度	平成 24 年度
	自：平成 23 年 4 月 1 日 至：平成 24 年 3 月 31 日	自：平成 24 年 4 月 1 日 至：平成 25 年 3 月 31 日
経常収益	7,724,061	7,229,394
資金運用収益	6,268,087	6,048,933
貸出金利息	4,479,724	4,308,487
預け金利息	334,670	288,886
有価証券利息配当金	1,419,505	1,417,784
その他の受入利息	34,186	33,774
役務取引等収益	614,326	618,823
受入為替手数料	331,876	334,864
その他の役務収益	282,450	283,959
その他業務収益	376,099	351,605
外国為替売買益	21,421	16,719
国債等債券売却益	334,340	291,414
国債等債券償還益	527	120
その他の業務収益	19,810	43,351
その他経常収益	465,548	210,031
償却債権取立益	406,806	141,114
株式等売却益	8,381	33,934
金銭の信託運用益	935	935
その他の経常収益	49,425	34,046
経常費用	6,319,564	5,991,138
資金調達費用	297,386	234,196
預金利息	246,584	196,353
給付補填備金繰入額	20,712	14,831
借入金利息	28,906	21,987
その他の支払利息	1,182	1,024
役務取引等費用	348,531	368,317
支払為替手数料	116,092	118,807
その他の役務費用	232,438	249,509
その他業務費用	47,966	37,644
国債等債券売却損	4,586	118
国債等債券償還損	6,501	33,363
その他の業務費用	36,879	4,163
経費	4,655,381	4,453,306
人件費	2,924,515	2,870,327
物件費	1,659,209	1,514,116
税金	71,656	68,863
その他経常費用	970,300	897,672
貸倒引当金繰入額	393,084	572,584
貸出金償却	275,279	85,233
株式等売却損	112,128	98,805
株式等償却	592	12,243
その他の資産償却	32,133	13,038
その他の経常費用	157,082	115,766
経常利益	1,404,496	1,238,256
特別利益	—	3,133
固定資産処分益	—	3,133
特別損失	95,759	19,125
固定資産処分損	17,193	17,270
減損損失	78,565	1,854
税引前当期純利益	1,308,737	1,222,263
法人税、住民税及び事業税	5,606	5,597
法人税等調整額	△ 452,804	67,593
法人税等合計	△ 447,197	73,190
当期純利益	1,755,935	1,149,073
繰越金(当期首残高)	223,690	248,764
当期末処分剰余金	1,979,625	1,397,838

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	平成 23 年度	平成 24 年度
	自：平成 23 年 4 月 1 日 至：平成 24 年 3 月 31 日	自：平成 24 年 4 月 1 日 至：平成 25 年 3 月 31 日
当期末処分剰余金	1,979,625	1,397,838

これを次のとおり処分いたします。

(単位：千円)

科 目	平成 23 年度	平成 24 年度
剰余金処分額	1,730,860	1,131,960
利益準備金	175,593	76,854
普通出資に対する配当金 (配当率)	55,267 (年3%)	55,106 (年3%)
特別積立金	1,500,000	1,000,000
繰越金(当期末残高)	248,764	265,877

連結情報

当金庫の子会社は、その資産、経常収益、当期純損益および剰余金からみて、当金庫グループ全体の財政状態および経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいと認められるため、連結財務諸表は作成していません。

平成 23 年度および平成 24 年度の貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書については、信用金庫法第 38 条の 2 第 3 項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

平成 24 年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成 25 年 7 月 1 日

甲府信用金庫

理事長 坂本力 

(貸借対照表の注記)

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2と同じ方法により行っております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	27年 ~ 50年
その他	3年 ~ 20年

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)
当金庫は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、この変更に伴う影響は軽微であります。
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。また当事業年度より、破綻懸念先で与信額が一定額以上の大口債務者については、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローによる回収見込額を約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(ディスカウント・キャッシュ・フロー法)により計上しております。これにより、経常利益及び当期純利益は、それぞれ1,659百万円減少しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び融資部管理課において一次査定を行い、融資企画課において二次査定を実施のうえ、当該部署から独立した監査課が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,002百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、不足がある

場合の必要額を計上しております。

退職給付債務等の内容については以下のとおりであります。

退職給付債務	△ 1,950 百万円
年金資産	2,127 百万円
未認識過去勤務債務	△ 70 百万円
未認識数理計算上の差異	18 百万円
退職給付引当金	－ 百万円
前払年金費用	124 百万円

過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理
数理計算上の差異 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定率法により算出した金額を、発生翌期から費用処理

また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- 制度全体の積立状況に関する事項(平成24年3月31日現在)

年金資産の額	1,386,363 百万円
年金財政計算上の給付債務の額	1,645,902 百万円
差引額	△ 259,538 百万円
- 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(平成24年3月分) 0.3436%

③ 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高240,975百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間16年10カ月の元利均等償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、特別掛金69百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じて算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求による支払いに備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に伴う信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 13百万円
- 子会社等の株式又は出資金の総額 10百万円
- 子会社等に対する金銭債務総額 16百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 5,802百万円

22. 有形固定資産の圧縮帳額 81 百万円
23. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

24. 貸出金のうち、破綻先債権額は 118 百万円、延滞債権額は 11,544 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

25. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 0 百万円であります。

なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

26. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 1,961 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。

27. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 13,624 百万円であります。

なお、24 から 27 に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

28. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 2,605 百万円であります。

29. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 5,022 百万円

預け金 8,020 百万円

担保資産に対応する債務

預金 197 百万円

借入金 3,182 百万円

上記のほか、為替決済取引等の担保として、預け金（定期預け金）6,500 百万円を差し入れております。

30. 出資 1 口当たりの純資産額 568 円 25 銭

31. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合管理(ALM)を行っております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は、主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されております。このうち、変動金利型定期預金は金利変動リスクに晒されております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

- ①信用リスクの管理

当金庫は、融資関連諸規定及び信用リスク管理に関する諸規定に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度

額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に常勤理事会やリスク管理委員会、理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金証券部及び経営企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- ②市場リスクの管理

- (i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALM によって金利の変動リスクを管理しております。

リスク管理及び ALM に関する諸規定において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には経営企画部及び ALM 部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的にリスク管理委員会に報告しております。

- (ii) 為替リスクの管理

当金庫は、外国為替又は有価証券の為替リスクに関して、経営企画部において為替感応度分析等によるモニタリングを定期的に行っております。

為替の変動リスクを回避するための主な手段として、外貨建資産・負債のネット持高に対して市場との外貨売買取引によるヘッジを行っております。

- (iii) 価格変動リスクの管理

保有する有価証券価格の変動リスクは、リスク管理に関する諸規定に従い、経営企画部において感応度分析及び VaR（バリューアットリスク）等の手法により定期的に管理されております。

- (iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利・為替・株価等の影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」、及び「借入金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、経済価値の変動額を VaR により月次で計測し、市場リスク管理に当たっての定量的分析に利用しております。

当金庫の VaR は分散共分散法（保有期間 2 ヶ月、信頼区間 99.0%、観測期間 1 年）により算出しており、平成 25 年 3 月 31 日現在で当金庫の市場リスク量は、全体で 1,591 百万円です。

ただし、VaR は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

- ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALM をととして、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

32. 金融商品の時価等に関する事項

平成 25 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価の算定方法については（注 1）参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注 2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金(*1)	85,053	85,177	124
(2)有価証券	138,354	140,388	2,033
満期保有目的の債券	30,986	33,020	2,033
その他有価証券	107,367	107,367	-
(3)貸出金(*1)	177,771		
貸倒引当金(*2)	△4,905		
	172,866	176,822	3,956
金融資産計	396,273	402,388	6,114
(1)預金積金(*1)	380,864	380,526	△338
金融負債計	380,864	380,526	△338

*1 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

*2 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利(LIBOR、円金利スワップ)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については33から35に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

②①以外の債権については、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、円金利スワップ)で割り引いた価額。

金融負債

(1)預金積金

要求預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(LIBOR、円金利スワップ)を用いております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社株式(*1)	10
非上場株式(*1)	21
合 計	31

*1 子会社株式及び非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

33. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、35まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	4,199	4,390	191
	地方債	7,133	7,586	452
	社 債	19,554	20,949	1,395
	その他	-	-	-
	小 計	30,886	32,926	2,039
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社 債	-	-	-
	その他	100	94	△5
	小 計	100	94	△5
合 計		30,986	33,020	2,033

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	-	-	-
	債 券	96,603	93,519	3,083
	国 債	37,489	35,680	1,808
	地方債	20,550	20,003	547
	社 債	38,563	37,835	727
	その他	1,522	1,503	19
	小 計	98,126	95,023	3,102
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	30	42	△12
	債 券	5,869	5,908	△38
	国 債	2,979	3,000	△20
	地方債	-	-	-
	社 債	2,889	2,908	△18
	その他	3,340	3,559	△218
	小 計	9,241	9,511	△269
合 計		107,367	104,534	2,833

34. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	666	33	98
債 券	52,382	289	0
国 債	17,665	104	-
地方債	15,724	102	-
社 債	18,993	83	0
その他	5,885	7	26
合 計	58,934	330	125

35. 減損処理を行った有価証券

有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)することとしておりますが、当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について決算日における時価が、取得原価に比べて50%以上下落している場合、及び30%以上50%未満の下落率の場合で発行会社の業況や過去一定期間の時価の推移等を考慮し、時価の回復する見込みがないと認められる場合であります。

36. 満期保有目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	100	100	0	0	-

(注)「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

37. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。

この契約に係る融資未実行残高は、13,568百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが3,449百万円あります。

なお、これらの契約の多くは融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

38. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

【繰延税金資産】

貸倒引当金損金算入限度超過額	2,291 百万円
税務上の繰越欠損金	4,781
その他	594
繰延税金資産小計	7,667
評価性引当額	△ 7,279
繰延税金資産合計	387

【繰延税金負債】

その他有価証券評価差額	764
その他	35
繰延税金負債合計	800
【繰延税金負債の純額】	412

【損益計算書の注記】

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 250 千円
- 子会社との取引による費用総額 60,294 千円
- 出資1口当たり当期純利益金額 31 円 16 銭
- 当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失(千円)
北杜市	遊休資産1店舗	土地	1,854

営業用店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ）を、遊休資産は各資産を、グループの最小単位としております。本部、研修センター、倉庫等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、資産グループ1カ所の帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額1,854千円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、原則として正味売却価額によっており、主として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

（報酬体系について）

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与については、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しています。

そのうえで、各理事の基本報酬額については役位や在任年数等を、各理事の賞与額については業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しています。また、各監事の基本報酬額および賞与額については、監事の協議により決定しています。

【退職慰労金】

退職慰労金については、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っています。

なお、当金庫では全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、算定方法等を規定により定めています。

(2) 平成24年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	166

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は7名、監事は1名です。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」135百万円、「賞与」2百万円、「退職慰労金」29百万円となっています。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「平成24年3月29日付金融庁告示第22号」に基づく開示事項は、上記以外にはありません。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成24年度において、対象職員等に該当する者はいません。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めています。
2. 「同等額」は、平成24年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。
3. 平成24年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいません。

以上

事業年度における事業指標

主要な業務の状況を示す指標

● 資金運用勘定ならびに資金調達勘定

(単位：平均残高・百万円、利息・千円、利回り・%)

	平成 23 年度			平成 24 年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	387,681	6,268,087	1.61	396,043	6,048,933	1.52
うち貸出金	175,600	4,479,724	2.55	173,991	4,308,487	2.47
うち預け金	90,266	334,670	0.37	93,171	288,886	0.31
うちコールローン	—	—	—	—	—	—
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	120,222	1,419,505	1.18	127,286	1,417,784	1.11
資金調達勘定	373,960	297,316	0.07	380,662	234,136	0.06
うち預金積金	371,353	267,297	0.07	377,671	211,184	0.05
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	2,508	28,906	1.15	2,891	21,987	0.76
うち売渡手形	—	—	—	—	—	—

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成 23 年度 198 百万円、平成 24 年度 189 百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(平成 23 年度 100 百万円、平成 24 年度 100 百万円)および利息(平成 23 年度 70 千円、平成 24 年度 60 千円)を、それぞれ控除して表示しています。

● 資金運用収支・役員取引等収支およびその他業務収支ならびに業務粗利益および業務粗利益率

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度		平成 23 年度	平成 24 年度
資金運用収支	5,970,771	5,814,796	その他の業務収支	328,133	313,960
資金運用収益	6,268,087	6,048,933	その他業務収益	376,099	351,605
資金調達費用	297,316	234,136	その他業務費用	47,966	37,644
役員取引等収支	265,795	250,506	業務粗利益	6,564,699	6,379,263
役員取引等収益	614,326	618,823	業務粗利益率 (%)	1.69%	1.61%
役員取引等費用	348,531	368,317			

(注) 1. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

● 受取・支払利息の増減

(単位：千円)

	平成 23 年度			平成 24 年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	203,080	△ 430,779	△ 227,699	127,720	△ 346,874	△ 219,154
うち貸出金	△ 50,102	△ 97,670	△ 147,773	△ 39,845	△ 131,391	△ 171,237
うち預け金	2,901	△ 109,041	△ 106,140	9,007	△ 54,791	△ 45,784
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	165,275	△ 142,401	22,874	78,682	△ 80,403	△ 1,721
支払利息	8,590	△ 169,826	△ 161,236	4,122	△ 67,302	△ 63,180
うち預金積金	7,745	△ 163,111	△ 155,366	3,532	△ 59,645	△ 56,113
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	967	△ 6,984	△ 6,017	2,909	△ 9,828	△ 6,919
うちコマース・ペーパー	—	—	—	—	—	—

(注) 残高および利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含めています。

● 資金運用利回り、資金調達原価率、総資金利鞘

(単位：%)

	平成 23 年度	平成 24 年度
資金運用利回り	1.61	1.52
資金調達原価率	1.31	1.22
総資金利鞘	0.30	0.30

● 利益率

(単位：%)

	平成 23 年度	平成 24 年度
総資産経常利益率(又は損失率)	0.35	0.30
総資産当期純利益率(又は純損失率)	0.44	0.28

(注) 総資産経常(当期純)利益率= $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返額)平均残高}} \times 100$

預金に関する指標

● 預金積金および譲渡性預金平均残高

(単位：残高・百万円、比率・%)

	平成 23 年度				平成 24 年度			
	期末残高	構成比	平均残高	構成比	期末残高	構成比	平均残高	構成比
流動性預金	129,998	35.02	130,960	35.26	132,802	34.86	130,803	34.63
うち有利息預金	113,609	30.60	111,906	30.13	115,726	30.38	111,825	29.60
定期性預金	239,214	64.44	238,930	64.34	245,993	64.58	245,391	64.97
うち定期預金	226,215	60.94	225,076	60.60	232,447	61.03	232,009	61.43
うち固定金利定期預金	226,185	60.93	225,044	60.60	232,414	61.02	231,977	61.42
うち変動金利定期預金	23	0.00	24	0.00	26	0.00	25	0.00
うちその他の定期預金	6	0.00	6	0.00	6	0.00	6	0.00
その他の預金	1,878	0.50	1,389	0.37	1,940	0.50	1,404	0.37
外貨預金	81	0.02	73	0.01	127	0.03	72	0.01
小計	371,171	100.00	371,353	100.00	380,864	100.00	377,671	100.00
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	371,171	—	371,353	—	380,864	—	377,671	—

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
 3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

貸出金等に関する指標

● 貸出金科目別残高

(単位：百万円)

	平成 23 年度		平成 24 年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
手形貸付	20,934	21,441	22,216	20,516
証書貸付	147,665	145,300	145,398	144,550
当座貸越	6,781	5,994	7,551	6,401
割引手形	3,182	2,863	2,605	2,522
合計	178,563	175,600	177,771	173,991

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

● 貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度
当金庫預金積金	6,861	6,673
有価証券	8	10
動産	—	—
不動産	50,738	48,275
その他	17	124
信用保証協会・信用保険	36,170	36,129
保証	22,125	23,864
信用	62,641	62,693
合計	178,563	177,771

● 債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度
当金庫預金積金	44	33
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	1,913	1,114
その他	—	—
信用保証協会・信用保険	1,038	823
保証	18	13
信用	72	52
合計	3,087	2,036

● 預貸率

(単位：%)

	平成 23 年度	平成 24 年度
期末預貸率	48.10	46.67
期中平均預貸率	47.28	46.06

- (注) 1. 預貸率＝ $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金}+\text{譲渡性預金}} \times 100$
 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

● 貸出金業種別内訳

(単位：百万円、%)

	平成 23 年度		平成 24 年度	
	残高	構成比	残高	構成比
製造業	14,465	8.10	14,373	8.08
農業、林業	2,102	1.17	1,926	1.08
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	332	0.18	261	0.14
建設業	10,849	6.07	10,478	5.89
電気、ガス、熱供給、水道業	45	0.02	36	0.02
情報通信業	453	0.25	503	0.28
運輸業、郵便業	2,725	1.52	2,770	1.55
卸売業、小売業	26,609	14.90	25,580	14.38
金融業、保険業	3,487	1.95	2,824	1.58
不動産業	15,518	8.69	16,863	9.48
物品賃貸業	245	0.13	204	0.11
学術研究、専門・技術サービス業	781	0.43	776	0.43
宿泊業	1,852	1.03	1,759	0.98
飲食業	3,888	2.17	3,759	2.11
生活関連サービス業、娯楽業	3,012	1.68	2,604	1.46
教育、学習支援業	55	0.03	62	0.03
医療、福祉	7,873	4.40	7,459	4.19
その他のサービス	5,187	2.90	5,237	2.94
小計	99,485	55.71	97,481	54.83
地方公共団体	26,301	14.72	27,300	15.35
個人	52,775	29.55	52,989	29.80
合計	178,563	100.00	177,771	100.00

(注) 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

●金利区分別残高

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度
固定金利	86,196	87,508
変動金利	92,367	90,263
合 計	178,563	177,771

●使途別残高

(単位：残高・百万円、比率・%)

	平成 23 年度		平成 24 年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	80,541	45.10	78,476	44.14
運転資金	98,022	54.89	99,295	55.85
合 計	178,563	100.00	177,771	100.00

- 特定海外債権(特定海外債権引当金勘定の引当対象となる貸出金)残高5%以上を占める国別残高
該当する取引はありません。

貸出資産に関する指標

●貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成 23 年度	1,005	1,025	—	1,005	1,025
	平成 24 年度	1,025	948	—	1,025	948
個別貸倒引当金	平成 23 年度	3,418	3,540	251	3,167	3,540
	平成 24 年度	3,540	3,972	217	3,323	3,972
合 計	平成 23 年度	4,423	4,565	251	4,172	4,565
	平成 24 年度	4,565	4,920	217	4,348	4,920

●貸出金償却の額

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度
貸出金償却額	275	85

有価証券に関する指標

- 商品有価証券の種類別の平均残高 該当する取引はありません。

- 有価証券の種類別の残存期間別の残高

平成 23 年度

(単位：百万円)

	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超	期間の定めのないもの	合 計
国債	—	505	12,390	5,801	11,768	7,672	—	38,139
地方債	—	222	8,209	5,119	3,160	3,936	—	20,649
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	4,100	14,606	14,826	6,109	2,245	9,664	—	51,552
株式	—	—	—	—	—	—	804	804
外国証券	1,500	2,120	3,705	—	100	2,100	—	9,526
その他の証券	—	597	684	212	505	—	901	2,901
合 計	5,601	18,052	39,815	17,242	17,781	23,374	1,705	123,573

平成 24 年度

(単位：百万円)

	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超	期間の定めのないもの	合 計
国債	—	3,685	8,604	17,437	2,797	10,355	—	42,879
地方債	104	1,031	2,148	13,533	4,537	5,781	—	27,137
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	6,905	8,863	16,332	11,280	2,764	14,151	—	60,298
株式	—	—	—	—	—	—	74	74
外国証券	600	606	200	—	—	1,400	—	2,807
その他の証券	100	293	41	1,003	400	—	516	2,355
合 計	7,710	14,480	27,326	43,255	10,500	31,688	590	135,552

(注)上記残高は、期末日における取得原価に基づいています。

●有価証券の種類別の残高

(単位：百万円)

	平成 23 年度		平成 24 年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国債	39,415	36,411	44,668	38,340
地方債	21,007	16,271	27,684	20,592
短期社債	—	—	—	—
社債	52,151	52,057	61,007	58,481
株式	711	983	62	579
外国証券	9,078	11,568	2,644	6,343
その他の証券	2,669	2,929	2,318	2,948
合 計	125,034	120,222	138,385	127,286

(注)上記残高は、期末日の貸借対照表計上額に基づいています。

●預証率

(単位：%)

	平成 23 年度	平成 24 年度
期末預証率	33.68	36.33
期中平均預証率	32.37	33.70

(注)1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

時価情報

● 有価証券の時価情報

◇ 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

種 類	平成 23 年度			平成 24 年度			
	貸借対照表計上額①	時 価②	差 額 (②-①)	貸借対照表計上額①	時 価②	差 額 (②-①)	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	1,005	1,048	42	4,199	4,390	191
	地方債	4,244	4,334	89	7,133	7,586	452
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	15,249	15,802	553	19,554	20,949	1,395
	その他	—	—	—	—	—	—
小 計	20,499	21,184	685	30,886	32,926	2,039	
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	100	74	△ 25	100	94	△ 5
小 計	100	74	△ 25	100	94	△ 5	
合 計	20,599	21,259	660	30,986	33,020	2,033	

(注)

1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいています。
2. 「その他」は、外国証券です。

◇ その他の有価証券

(単位：百万円)

種 類	平成 23 年度			平成 24 年度			
	貸借対照表計上額①	取得原価②	差 額 (①-②)	貸借対照表計上額①	取得原価②	差 額 (①-②)	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	209	187	21	—	—	
	債券	80,870	78,587	2,282	96,603	93,519	3,083
	国債	31,875	30,566	1,308	37,489	35,680	1,808
	地方債	16,762	16,404	358	20,550	20,003	547
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	32,231	31,616	615	38,563	37,835	727
	その他	1,017	1,014	3	1,522	1,503	19
	小 計	82,097	79,790	2,306	98,126	95,023	3,102
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	471	585	△ 113	30	42	△ 12
	債券	11,205	11,254	△ 49	5,869	5,908	△ 38
	国債	6,534	6,567	△ 32	2,979	3,000	△ 20
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	4,670	4,687	△ 17	2,889	2,908	△ 18
	その他	10,629	11,313	△ 683	3,340	3,559	△ 218
	小 計	22,306	23,152	△ 846	9,241	9,511	△ 269
合 計	104,403	102,943	1,460	107,367	104,534	2,833	

(注)

1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。
2. 「その他」は、外国証券および投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券(非上場株式)は本表には含まれていません。

◇ 売買目的有価証券 該当する取引はありません。

● 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	平成 23 年度 貸借対照表計上額	平成 24 年度 貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	10	10
非上場株式	21	21
合 計	31	31

● 金銭の信託の時価情報

◇ 運用目的の金銭の信託 該当する取引はありません。

◇ 満期保有目的の金銭の信託

(単位：百万円)

平成 23 年度					平成 24 年度				
貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
100	99	△ 0	—	△ 0	100	100	0	0	—

(注)「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

◇ その他の金銭の信託 該当する取引はありません。

● 規則第 102 条第 1 項第 5 号に掲げる取引

- ◇ 金融先物取引等…………… 該当する取引はありません。
- ◇ デリバティブ取引…………… 右記のとおりであります。
- ◇ 先物外国為替取引…………… 該当する取引はありません。
- ◇ 有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数先物取引、有価証券オプション取引または外国市場証券先物取引…………… 該当する取引はありません。
- ◇ 外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引…………… 該当する取引はありません。

◇ デリバティブ取引

(単位：百万円)

店 頭	契約額等	
	平成 23 年度	平成 24 年度
為替予約		
売 建	472	585
買 建	126	416

(注)為替予約についての時価および評価差益につきましては、期末日に引直しを行い、その損益を損益計算書に計上していますので、上記記載から除いています。

その他の事業指標

● 役務取引の状況

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度
役務取引等収益	614	618
受入為替手数料	331	334
その他の受入手数料	282	283
その他の役務取引等収益	—	—
役務取引等費用	348	368
支払為替手数料	116	118
その他の支払手数料	7	10
その他の役務取引等費用	225	239

● その他業務損益の内訳

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度
その他業務収益	376	351
外国為替売買益	21	16
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	334	291
国債等債券償還益	0	0
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	19	43
その他業務費用	47	37
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売却損	—	—
国債等債券売却損	4	0
国債等債券償還損	6	33
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	36	4

● 職員一人当たりおよび1店舗当たりの預金・貸出金

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度
職員1人当たり預金残高	937	984
1店舗当たり預金残高	14,846	15,234
職員1人当たり貸出金残高	450	459
1店舗当たり貸出金残高	7,142	7,110

● 消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度
消費者ローン	2,158	2,297
住宅ローン	34,028	34,231
合計	36,186	36,528

● 代理貸付残高の内訳

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度
(株) 日本政策金融公庫	811	632
(独) 住宅金融支援機構	11,551	9,438
(独) 福祉医療機構	1,300	1,033
その他	1,576	807
合計	15,238	11,910

● 内国為替取扱実績

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度
送金為替	811,701	821,239
各地へ向けた分	384,720	387,032
各地から受けた分	426,980	434,207
代金取立	39,733	39,261
各地へ向けた分	34,905	33,807
各地から受けた分	4,827	5,453
合計	851,434	860,500

● 預金者別預金残高

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度
個人	305,904	310,806
法人	55,749	59,976
金融機関	1,728	2,054
公金	7,789	8,025
合計	371,171	380,864

● 経費の内訳

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度
人件費	2,924	2,870
報酬給料手当	2,334	2,140
その他	590	729
物件費	1,659	1,514
事務費	696	667
通信費	61	68
事務機械賃借料	53	37
事務委託費	394	391
固定資産費	297	272
土地建物賃借料	51	48
保全管理費	185	175
事業費	97	98
広告宣伝費	39	37
交際費・寄贈費・諸会費	52	55
人事厚生費	38	33
減価償却費	227	185
その他	300	256
税金	71	68
合計	4,655	4,453

● 財形貯蓄残高

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度
一般財形	204	195
年金財形	174	178
住宅財形	39	33
合計	418	407

● 外国為替取扱高

(単位：千米ドル)

	平成 23 年度	平成 24 年度
貿易取引	94,744	105,449
輸入	85,702	96,195
輸出	9,042	9,254
貿易外取引	20,989	16,137
合計	115,733	121,586

● 外貨建資産残高

(単位：千米ドル)

	平成 23 年度	平成 24 年度
外貨建資産残高	5,254	2,903

● 公社債引受額

(単位：百万円、%)

	平成 23 年度		平成 24 年度	
		構成比		構成比
国債	—	—	—	—
政府保証債	253	55.84	322	61.80
地方債	200	44.15	199	38.19
合計	453	100.00	521	100.00

● 公社債窓口販売実績

(単位：百万円、%)

	平成 23 年度		平成 24 年度	
		構成比		構成比
国債	1,261	100.00	478	100.00
合計	1,261	100.00	478	100.00

資産の健全性に関する指標

当金庫では、資産の健全性を維持するため、厳格な自己査定を行い、適切な償却・引当を実施するとともに、「中間管理」の手法を取り入れ、本部と営業店が一体となり、取引先の業況把握を行ったうえで経営支援をすすめ、債務者区分の適正化に取り組んでいます。

併せて、金融機関の重要な資産である貸出金について、法令で定められる客観的基準に従い開示しています。

信用金庫法に基づく「リスク管理債権」および金融再生法に基づく「金融再生法開示債権」はそれぞれ以下の表のとおりです。各開示債権は、担保・保証等による回収可能見込額と規定に基づいた貸倒引当金で十分な保全を講じており、かつ厚い内部留保を含んだ自己資本により、貸出資産の毀損に備えています。

なお、これらの開示債権すべてが回収不能な債権ということではなく、特に貸出条件緩和債権については、信用金庫の役割を踏まえ、厳しい経営環境下にある中小企業の経営を支援するため、貸出金利の引き下げや、短期一括返済を長期分割返済に切り替えたもの等が含まれており、現時点で元本または利息の支払いが延滞しているというものではありません。

●「信用金庫法」に基づく「リスク管理債権」

(単位：百万円、%)

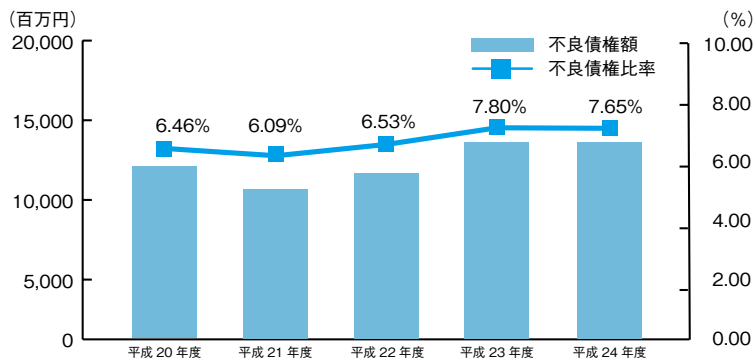
区 分	残 高 (a)	担保・保証 (b)	貸倒引当金 (c)	保全率 (b+c)/a	
破綻先債権	平成 23 年度	383	308	74	100.00
	平成 24 年度	118	62	56	100.00
延滞債権	平成 23 年度	11,098	5,439	3,458	80.17
	平成 24 年度	11,544	5,417	3,907	80.77
3ヵ月以上延滞債権	平成 23 年度	—	—	—	—
	平成 24 年度	0	0	0	121.23
貸出条件緩和債権	平成 23 年度	2,522	852	327	46.76
	平成 24 年度	1,961	793	419	61.84
合 計	平成 23 年度	14,004	6,600	3,860	74.69
	平成 24 年度	13,624	6,273	4,383	78.22

【用語のご説明】

- 「破綻先債権」とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
 - ①会社更生法または金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申し立てがあった債務者
 - ②民事再生法上の規定による再生手続開始の申し立てがあった債務者
 - ③破産法の規定による破産手続開始の申し立てがあった債務者
 - ④会社法の規定による特別清算開始の申し立てがあった債務者
 - ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
- 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
 - ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - ②債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
- 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
- なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引き当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、すべてが損失となるものではありません。
- 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
- 「保全率」は、リスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

●金融再生法上の不良債権額・不良債権比率の状況および同債権に対する保全状況

当金庫では、取引先企業への様々な経営改善支援を通じ、債務者区分の維持・引き上げに取り組むとともに、不良債権のオフバランス化を行う中で、貸出資産の健全性の維持を図ってきました。この結果、平成24年度の金融再生法上の不良債権額は、前年度比4億円減少し137億円となりました。不良債権比率も0.15ポイント低下し7.65%となりました。

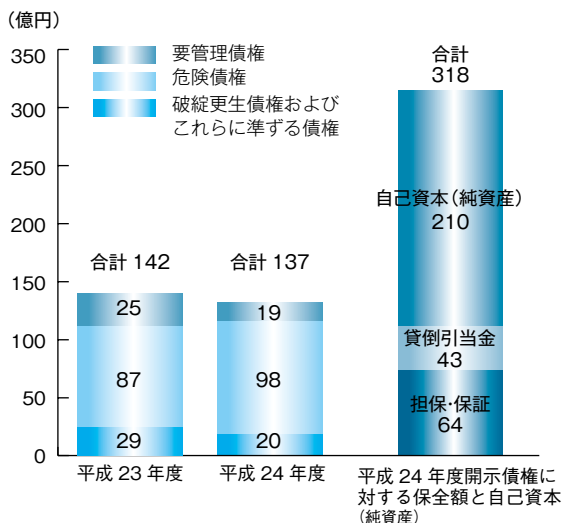


「金融再生法に基づく開示債権」に対しては、担保・保証等および貸倒引当金の108億円で保全を図るとともに、自己資本（純資産）を210億円有しており、貸出金の毀損に対して万全を期しています。

(単位：百万円、%)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)		貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
金融再生法上の不良債権	平成23年度	14,216	10,673	6,806		3,867	75.07	52.18
	平成24年度	13,794	10,827	6,434		4,392	78.48	59.68
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	平成23年度	2,982	2,982	2,028		953	100.00	100.00
	平成24年度	2,008	2,008	1,254		753	100.00	100.00
危険債権	平成23年度	8,712	6,511	3,925		2,586	74.74	54.03
	平成24年度	9,824	7,605	4,386		3,219	77.41	59.19
要管理債権	平成23年度	2,522	1,179	852		327	46.76	19.59
	平成24年度	1,961	1,213	793		419	61.85	35.92
正常債権	平成23年度	167,884						
	平成24年度	166,409						
合 計	平成23年度	182,101						
	平成24年度	180,204						

不良債権に対する保全状況



【用語のご説明】

- 「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産・会社更生・再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性が高い債権です。
- 「要管理債権」とは、「3カ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題のない債権であり、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」以外の債権をいいます。
- 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しています。

バーゼルⅡに基づく開示事項（自己資本の充実の状況）

信用金庫法施行規則 132 条の規定を受けた金融庁告示および監督指針に基づく開示事項は次のとおりです。
＜本文中(注)で示した用語の解説については、54 ページをご覧ください＞

I . 定性的な開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、基本的項目（Tier1）と補完的項目（Tier2）で構成されています。自己資本のうち、当金庫が積み立てている以外のものは、基本的項目では地域のお客さまからお預りしている出資金が該当します。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより資本を充実させ、自己資本比率はもちろんのこと Tier1 比率の状況についても、国内基準である 4% を上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っています。また、当金庫は、各エクスポージャー（注 1）が一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しています。
なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策と考えています。

3. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、信用リスク管理についての基本方針や融資業務の基本的な理念を明示した「信用リスク管理規定」を広く役員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する態勢を構築しています。

信用リスクの評価については、当金庫では厳格な自己査定を実施するとともに、外部スコアリングモデルや「総合融資審査支援システム」を導入するなど、信用リスクの計量化に向けて準備を進めています。

個別案件の審査・与信管理にあたっては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としています。また、信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会と協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常勤理事会において経営陣に対し報告する態勢としています。

貸倒引当金は、「自己査定規定」および「償却引当に関する規定」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

(2) 標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

① リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の 4 つの機関を採用しています。

- 株式会社格付情報センター（R&I）
- 株式会社日本格付研究所（JCR）
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービス（S&P）

② エクスポージャーの種類ごとの判定に使用する適格格付機関

当金庫では、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていませんが、当金庫が保有する事業会社向け債券のリスク・ウェイトの判定については、当庫の定める「資金証券等運用規定」に準じて、国内

債券については、株式会社格付情報センター（R&I）、株式会社日本格付研究所（JCR）の 2 社、外国債券については、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービス（S&P）の 2 社を採用しています。

(3) 内部格付手法が適用されるポートフォリオ 該当はありません。

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

信用リスク削減手法とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。

当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保または保証に過度に依存しないように努めています。ただし、融資審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めています。

当金庫が扱う主要な担保には、当金庫預金積金、有価証券、不動産などがあり、その手続きについては、金庫が定める担保管理事務取扱要領および担保不動産調査・評価細則等により、適切な事務取扱いおよび適正な評価を行っています。一方、当金庫が扱う主要な保証には、人的保証、信用保証協会保証、民間保証などがあります。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替取引に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺等を行う場合がありますが、金庫が定める要整理貸出金管理規定や各種約定書等に基づき、適切な取扱いに努めています。

なお、バーゼルⅡにおける信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、保証として国・地方公共団体・一定以上の格付が適格格付機関により付与されている法人による保証、その他未担保預金などが該当します。そのうち、保証に関する信用度の評価については、当該法人が適格格付機関から付与されている格付けにより判定をしています。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されています。

5. 派生商品取引および長期決済取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、お客さまの外国為替等にかかるリスクヘッジにお応えすること、また、当金庫の市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取扱っています。具体的な派生商品取引は、通貨関連取引として為替先物予約取引があります。

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されており、市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理をしています。

また、信用リスクへの対応として、お客さまとの取引については、総与信取引における保全枠と一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じています。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段、行っていません。以上により当該取引にかかる市場リスクおよび信用リスクのリスク管理

に努めています。

なお、当金庫においては、有価証券運用における派生商品取引はありません。

また、長期決済期間取引も該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針およびリスク特性の概要

証券化取引とは、貸出債権等の原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引をいい、証券化エクスポージャーとは証券化取引にかかるエクスポージャーをいいます。【また、再証券化取引とは、証券化取引のうち、原資産の一部または全部が証券化エクスポージャーである証券化取引をいい、再証券化エクスポージャーとはそのエクスポージャーをいいます。】

当金庫が証券化取引を行う場合には、有価証券投資の一環で投資家として証券化取引を行っています。

当金庫が保有する証券化エクスポージャーについては、信用リスクおよび市場リスクが内包されていますが、「資金証券等運用規定」「証券化商品運用基準」に基づき取り扱うとともに、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っています。

(2) 自己資本比率告示第 249 条第 4 項第 3 号から第 6 号までに規定する体制の整備およびその運用状況の概要

証券化エクスポージャーへの投資の可否については、市場環境、証券化エクスポージャーおよびその裏付資産にかかる市場の状況等、当該証券化エクスポージャーに関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的または適時に入手可能であることをフロント部門において事前に確認するとともに、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスクおよび構造上の特性等の分析を行い、新規投資の都度、リスク管理委員会の審査を経たうえで、決定することとしています。

また、保有している証券化エクスポージャーについては、ミドル部門において当該証券化エクスポージャーおよび裏付資産にかかる情報を取引先または証券会社等から個別案件ごとに定期的および適時に収集し、必要に応じて個別案件ごとに信用補充の十分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行うこととしています。

(3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当金庫は、信用リスク削減手法として証券化取引および再証券化取引を用いていません。

(4) 証券化エクスポージャー信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しています。

(5) 信用金庫の子法人等（連結子法人を除く）のうち、当該信用金庫が行った証券化取引（信用金庫が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む）にかかる証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

当金庫はオリジネーターとして証券化取引を取り扱っていないため、当金庫の子法人等（連結子法人等を除く）および関連法人等は、当金庫が行った証券化取引にかかる証券化エクスポージャーを保有していません。

(6) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

(7) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の 4 機関を採用しています。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

- ・株式会社格付情報センター (R & I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)

7. マーケットリスクに関する事項

該当はありません。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

32、33 ページを参照願います。

9. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

銀行勘定における出資等または株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社株式、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンドへの出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスク認識については、時価評価および最大予想損失額 (VaR) (注 2) によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてリスク管理委員会や常勤理事会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めています。また、株式関連商品への投資は、「余資運用方針」のなかで定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資へのヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛けています。

一方、非上場株式、子会社株式、政策投資株式、その他ベンチャーファンドへの出資金に関しては、当金庫が定める「資金証券等運用規定」、「余資運用方針」等に基づいた適正な運用・管理を行っています。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣への報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

10. 金利リスクに関する事項

34 ページを参照願います。

【用語のご説明】

(注 1) エクスポージャー

リスクにさらされている資産のこと。

(注 2) VaR (バリュー・アット・リスク)

将来の特定の期間内に、ある一定の確率の範囲内で、ポートフォリオの現在価値がどの程度まで損失を被るかを、過去のある一定期間毎のデータをもとに理論的に算出する手法。

Ⅱ. 定量的な開示事項

1. 自己資本の構成に関する事項

自己資本比率は、金融機関の経営の健全性・安全性を判断するうえで重要な指標の1つで、この指標が高いほど健全な経営が実現されていると評価されます。国内だけで営業を行う金融機関に適用される「国内基準」は4%以上、海外に営業拠点を有する大手銀行等に適用される「国際基準」は8%以上となっており、万一自己資本比率が基準を下回ると金融当局の行政措置(早期是正措置)が発動されることとなります。

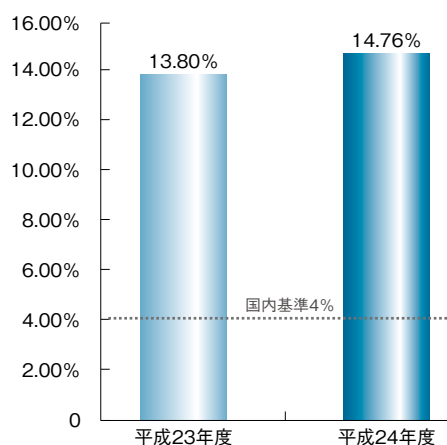
信用金庫には国内基準である4%が適用されますが、当金庫は創業以来一貫して健全経営を堅持し、平成25年3月末現在の自己資本比率は14.76%と基準を大きく上回っており、健全性は高いものと自負しています。

なお、当金庫では、補完的項目として、劣後ローン等の負債性資本の調達、事業用土地の再評価益の算入は行っていません。

$$\frac{\text{自己資本額(19,730 百万円)}}{\text{リスク・アセット等(133,667 百万円)}} \times 100 = 14.76\%$$

単体自己資本比率の状況

国内基準4%を大きく上回っています。



単体自己資本比率

(単位：百万円)

項目	平成23年度	平成24年度
(自己資本)		
出資金	1,855	1,849
利益準備金	1,772	1,849
特別積立金	13,930	14,930
繰越金(当期末残高)	248	265
その他	-	-
処分未済持分	△10	△0
その他有価証券の評価差損	-	-
[基本的項目]計(A)	17,795	18,894
一般貸倒引当金	1,025	948
負債性資本調達手段等	-	-
補完的項目不算入額	△181	△112
[補完的項目]計(B)	844	835
自己資本総額[(A)+(B)](C)	18,639	19,730
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	2,921	3,271
負債性資本調達手段およびこれに準ずるもの	200	200
期限付劣後債務および期限付優先出資ならびにこれらに準ずるもの	1,700	2,050
控除項目不算入額	△2,921	△3,271
(控除項目)計(D)	-	-
自己資本額[(C)-(D)](E)	18,639	19,730
(リスク・アセット等)		
資産(オン・バランス)項目	120,069	119,979
オフ・バランス取引等項目	2,683	1,774
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	12,311	11,912
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等計(F)	135,064	133,667
単体Tier1比率(A/F)	13.17%	14.13%
単体自己資本比率(E/F)	13.80%	14.76%

- (注) 1. 自己資本比率は、「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫および信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第21号)に定められた算式に基づき算出しています。
 なお、当金庫は国内基準を採用しています。
2. 平成24年度において、連結の範囲から除いている子会社を含めた場合の連結自己資本比率は、14.76%、連結Tier1比率は14.13%となります。
3. 平成20年度以降は、資本比率規制の一部を弾力化する特例(平成20年金融庁告示第79号)に基づき、「その他有価証券の評価差損」を基本的項目から控除しておりません。
 なお、平成21年度以降は「その他有価証券の評価差損」は発生していません。
4. 項目ごとの金額は単位未満を切り捨てて表示しています。

【用語のご説明】

リスク・アセットとは、損失の発生する可能性のある資産のことで、総資産をリスクの度合いに応じて換算して算出します。
 例えば、国債はどれほど保有していても損失の発生する可能性がないためゼロとみなし、また、抵当権付の住宅ローンは貸出残高の35%をリスク・アセットとして計上します。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

項 目	平成 23 年度		平成 24 年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額	122,752	4,910	121,754	4,870
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	122,702	4,908	121,704	4,868
(i) 外国の中央政府および中央銀行向け	4	0	8	0
(ii) 外国の中央政府等以外の公共部門向け	23	0	18	0
(iii) 国際開発銀行向け	0	0	—	—
(iv) 地方公共団体金融機構向け	225	9	328	13
(v) 我が国の政府関係機関向け	1,203	48	1,916	76
(vi) 地方三公社向け	329	13	322	12
(vii) 金融機関および第一種金融商品取引業者向け	20,557	822	19,471	778
(viii) 法人等向け	44,634	1,785	43,818	1,752
(ix) 中小企業等向けおよび個人向け	33,552	1,342	34,804	1,392
(x) 抵当権付住宅ローン	5,287	211	5,104	204
(xi) 不動産取得等事業向け	7,242	289	7,305	292
(xii) 三月以上延滞等	1,285	51	935	37
(xiii) 信用保証協会等による保証付	2,182	87	2,315	92
(xiv) 上記以外	6,172	246	5,354	214
②証券化エクスポージャー	50	2	50	2
③複数の資産を裏付けとする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	12,311	492	11,912	476
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	135,064	5,402	133,667	5,346

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスクアセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフバランス取引および派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーのことです。
 4. オペレーショナルリスクは、当金庫は基礎的手法を採用しています。

<表中ロ. のリスクアセット算定方法>

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

5. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

3. 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

（1）信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

<業種別および残存期間別>

（単位：百万円）

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高		貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券				デリバティブ取引		三月以上延滞エクスポージャー	
	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度		24年度		23年度	24年度	23年度	24年度
					国内	国外	国内	国外				
製造業	23,679	23,884	15,237	15,147	7,982	—	8,706	—	—	—	200	169
農・林・漁業	2,304	2,095	2,304	2,095	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	1,336	2,265	332	261	1,003	—	2,003	—	—	—	—	—
建設業	12,631	12,071	12,331	11,870	300	—	200	—	—	—	304	145
電気・ガス・熱供給・水道業	267	645	66	37	201	—	607	—	—	—	—	—
情報通信業	1,346	1,437	488	535	801	—	901	—	—	—	75	72
運輸業、郵便業	3,895	4,317	2,852	2,913	1,009	—	1,404	—	—	—	10	10
卸売業、小売業	30,857	28,504	28,023	26,990	1,706	604	1,505	—	494	8	426	239
金融業、保険業	110,973	103,187	4,448	3,560	12,043	7,727	10,534	2,126	103	11	—	—
不動産業	18,278	19,073	17,675	18,368	603	—	704	—	—	—	350	288
物品賃貸業	248	207	247	206	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1,162	1,137	1,036	1,012	101	—	101	—	—	—	36	30
宿泊業	1,951	1,844	1,951	1,844	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	5,038	4,779	5,038	4,779	—	—	—	—	—	—	152	80
生活関連サービス業、娯楽業	3,777	3,302	3,512	3,096	200	—	200	—	—	—	21	14
教育、学習支援業	99	93	99	93	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	8,491	8,109	8,491	8,109	—	—	—	—	—	—	—	26
その他のサービス	5,908	5,934	5,708	5,733	200	—	200	—	—	—	173	84
国・地方公共団体等	111,291	130,955	26,428	27,433	84,097	763	102,989	525	—	—	—	—
個人	45,798	46,092	45,798	46,092	—	—	—	—	—	—	324	301
その他	10,958	11,765	26	23	301	—	501	—	—	805	—	—
業種別合計	400,298	411,702	182,101	180,204	110,552	9,095	130,562	2,651	597	825	2,076	1,464
1年以下	83,898	71,576	36,165	34,419	4,113	1,502	6,925	603	597	23	—	—
1年超3年以下	54,846	55,887	11,562	12,592	15,382	2,116	13,394	610	—	3	—	—
3年超5年以下	57,488	54,412	15,735	17,292	35,460	3,642	26,903	177	—	—	—	—
5年超7年以下	33,775	66,846	16,399	17,589	17,069	—	43,472	—	—	798	—	—
7年超10年以下	61,308	50,677	41,538	40,483	17,178	96	9,794	—	—	—	—	—
10年超	65,183	70,308	42,097	38,975	21,347	1,738	30,072	1,261	—	—	—	—
期間の定めのないもの	43,796	41,992	18,602	18,851	—	—	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	400,298	411,702	182,101	180,204	110,552	9,095	130,562	2,651	597	825	—	—

（注）1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部または一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金・有形固定資産などが含まれます。

4. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

※当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。

（2）一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

（単位：百万円）

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成23年度	1,005	1,025	—	1,005	1,025
	平成24年度	1,025	948	—	1,025	948
個別貸倒引当金	平成23年度	3,418	3,540	251	3,167	3,540
	平成24年度	3,540	3,972	217	3,323	3,972
合 計	平成23年度	4,423	4,565	251	4,172	4,565
	平成24年度	4,565	4,920	217	4,348	4,920

(3) 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	23年度	24年度	23年度	24年度	目的使用		その他		23年度	24年度	23年度	24年度
製造業	125	289	289	194	5	12	120	276	289	194	93	2
農・林・漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	123	100	100	65	31	17	92	82	100	65	68	26
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	1	1	-	-	1	-	-	1	-	0	2
運輸業、郵便業	4	4	4	4	-	-	4	4	4	4	-	-
卸売業、小売業	1,243	1,679	1,679	2,646	86	88	1,157	1,591	1,679	2,646	54	14
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	852	660	660	439	42	28	809	631	660	439	0	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	19	35	35	36	-	-	19	35	35	36	7	-
宿泊業	2	2	2	8	-	-	2	2	2	8	-	-
飲食業	126	158	158	88	15	-	112	158	158	88	4	-
生活関連サービス、娯楽業	605	310	310	304	2	-	602	310	310	304	0	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	58	115	115	56	2	40	56	74	115	56	0	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	255	181	181	127	66	27	189	153	181	127	44	39
業種別合計	3,418	3,540	3,540	3,972	251	217	3,167	3,323	3,540	3,972	275	85

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスクウェイト区分	エクスポージャーの額			
	平成 23 年度		平成 24 年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	-	119,948	-	129,610
10%	-	36,803	-	46,245
20%	7,039	95,823	3,314	88,100
35%	-	15,352	-	14,899
50%	13,682	1,054	20,260	816
75%	-	50,461	-	51,948
100%	1,105	58,748	603	55,651
150%	-	279	-	252
350%	-	-	-	-
自己資本控除額	-	-	-	-
合計	21,827	378,470	24,177	387,524

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	6,169	6,005	13,894	13,465	-	-
① ソブリン向け	-	-	9,403	8,886	-	-
② 金融機関向け	-	-	-	-	-	-
③ 法人等向け	2,541	2,557	20	-	-	-
④ 中小企業等・個人向け	3,550	3,380	4,130	4,273	-	-
⑤ 抵当権付住宅ローン	13	31	336	296	-	-
⑥ 不動産取得等事業向け	64	36	-	-	-	-
⑦ 三月以上延滞等	0	-	3	9	-	-

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	6	10

(単位：百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を実施する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を実施した後の与信相当額	
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
① 派生商品取引合計	11	19	11	19
(i) 外国為替関連取引	11	19	11	19
(ii) 金利関連取引	-	-	-	-
(iii) 金関連取引	-	-	-	-
(iv) 株式関連取引	-	-	-	-
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-
(vi) その他コモディティ関連取引	-	-	-	-
(vii) クレジット・デリバティブ	-	-	-	-
② 長期決済期間取引	-	-	-	-
合計	11	19	11	19

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度
信用リスク削減手法の効果を実施するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	597	1,002

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

担保の種類別の額	該当する取引はありません。
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額	該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) オリジネーターの場合

該当する取引はありません。

(2) 投資家の場合

①保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位：百万円)

	平成23年度		平成24年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	100	-	100	-
(i)カードローン	-	-	-	-
(ii)住宅ローン	-	-	-	-
(iii)自動車ローン	-	-	-	-

(注) 当金庫の保有する証券化商品は、信用金庫向け劣後ローン・優先出資を原資産としたものです。

b. 再証券化エクスポージャー…該当する取引はありません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	平成23年度		平成24年度		平成23年度		平成24年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
20%	-	-	-	-	-	-	-	-
50%	100	-	100	-	2	-	2	-
100%	-	-	-	-	-	-	-	-
350%	-	-	-	-	-	-	-	-
自己資本控除	-	-	-	-	-	-	-	-
(i)カードローン	-	-	-	-	-	-	-	-
(ii)住宅ローン	-	-	-	-	-	-	-	-
(iii)自動車ローン	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%
2. (i)～(iii)は自己資本から控除した証券化エクスポージャーの原資産の種類別の内訳

b. 再証券化エクスポージャー…該当する取引はありません。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳…該当する取引はありません。

④証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

(単位：百万円)

	信用リスク・アセットの額	
	平成23年度	平成24年度
経過措置適用の証券化エクスポージャー	-	-

(注) 「経過措置」とは、自己資本比率告示附則第15条において、平成18年3月末において保有する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額について、当該証券化エクスポージャーの保有を継続している場合に限り、平成26年6月30日までの間、当該証券化エクスポージャーの原資産に対して新告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額と旧告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額のうち、いずれか大きい額を上限とすることができるということです。

7. 出資等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額および時価等

(単位：百万円)

区 分	平成23年度		平成24年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	686	686	36	36
非上場株式等	1,451	1,451	1,435	1,435

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。
2. 上記のほか投資信託の裏付け資産における出資等エクスポージャーの金額は平成23年度166百万円、平成24年度は該当がありません。

(2) 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度
売却益	8	33
売却損	112	98
償 却	0	12

(注) 損益計算書における損益の額を記載しています。

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

出資等エクスポージャー	平成23年度	平成24年度
評価損益	△90	△10

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

出資等エクスポージャー	平成23年度	平成24年度
評価損益	-	-

8. 金利リスクに関する事項

【銀行勘定の金利リスク】

(単位：百万円)

運用勘定	平成23年度	平成24年度
貸出金	768	483
有価証券等	1,371	1,377
預け金	327	184
その他	1	0
運用勘定 合計	2,467	2,045

調達勘定	平成23年度	平成24年度
定期性預金	1,061	552
要求払預金	464	207
その他	14	6
調達勘定 合計	1,540	767

	平成23年度	平成24年度
銀行勘定の金利リスク	927	1,278

(注) 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算出します。

開示項目一覧

本誌は、信用金庫法施行規則に基づいて作成しています。その基準に該当する各項目は、以下のページに掲載しています。
 なお、当金庫では信用金庫法施行規則に定める開示項目以外にも、その他の開示項目として積極的な情報の開示を行っています。

信用金庫法施行規則に基づく開示項目

1. 金庫の概況および組織に関する事項	④使途別の貸出金残高	48
(1) 事業の組織	⑤業種別の貸出金残高および	
	総額に占める割合	47
(2) 理事ならびに監事の氏名および	⑥特定海外債権残高の5%以上	
役職名	を占める国別の残高	48
(3) 事務所の名称および所在地	⑦預貸率の期末値および	
	期中平均値	47
2. 金庫の主要な事業の内容	< 有価証券に関する指標 >	
	①商品有価証券の種類別の	
	平均残高	48
3. 金庫の主要な事業に関する事項	②有価証券の種類別の	
(1) 直近の事業年度における事業の	残存期間別の残高	48
概況	③有価証券の種類別の残高	48
(2) 直近の5事業年度における主要な	④預証率の期末値および	
事業指標	期中平均値	48
①経常収益	4. 金庫の事業の運営に関する事項	
②経常利益または経常損失	(1) リスク管理の状況	31
③当期純利益または当期純損失	(2) 法令遵守の体制	28
④出資総額および出資総口数	(3) 中小企業の経営支援および	
⑤純資産額	地域活性化のための取組状況	24
⑥総資産額	(4) 金融 ADR 制度への対応	30
⑦預金積金残高	5. 金庫の直近の2事業年度における	
⑧貸出金残高	財産の状況に関する事項	
⑨有価証券残高	(1) 貸借対照表、損益計算書および	
⑩単体自己資本比率	剰余金処分計算書	40
⑪出資に対する配当金	(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額	
⑫職員数	およびその合計額	
(3) 直近の2事業年度における事業指標	①破綻先債権に該当する貸出金	51
< 主要な業務の状況を示す指標 >	②延滞債権に該当する貸出金	51
①業務粗利益および業務粗利益率	③3カ月以上延滞債権に該当	
②資金運用収支、役員取引等収支	する貸出金	51
およびその他業務収支	④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	51
③資金運用勘定ならびに資金調達	(3) 自己資本の充実の状況について	
勘定の平均残高、利息、利回り	金融庁長官が別に定める事項	53
および資金利鞘	(4) 取得価額または契約価額、時価	
④受取利息および支払利息の増減	および評価損益	
⑤総資産経常利益率	①有価証券	49
⑥総資産当期純利益率	②金銭の信託	49
< 預金に関する指標 >	③規則第102条第1項第5号	
①流動性預金、定期性預金、	に掲げる取引	
譲渡性預金、その他の預金の	(デリバティブ取引等)	49
平均残高	(5) 貸倒引当金の期末残高および	
②固定金利定期預金、変動金利	期中の増減額	48.57
定期預金およびその他の区分	(6) 貸出金償却の額	48
ごとの定期預金の残高	(7) 金庫が法第38条の2第3項により	
47	会計監査人の監査を受けている旨	41
< 貸出金等に関する指標 >	6. 報酬体系について	45
①手形貸付、証書貸付、当座貸越	7. 金庫の子会社等に関する事項	15.41
および割引手形の平均残高		
②固定金利および変動金利の区分		
ごとの貸出金の残高		
48		
③担保の種類別の貸出金残高		
および債務保証見返額		
47		

その他の開示項目

1. 概況、経営に関する事項	
ごあいさつ	1
基本理念・経営計画	2
内部管理基本方針および	
融資基本方針(クレジット・ポリシー)	3
店舗数	6
会員数	6
役員数	6
2. 経理、経営内容に関する事項	
金融再生法開示債権および同債権	
に対する保全状況	52
業務純益	6
役員取引の状況	50
その他業務損益の内訳	50
経費の内訳	50
職員1人当たりおよび1店舗あたりの	
預金・貸出金残高	50
3. 資金調達に関する事項	
預金者別預金残高	50
財形貯蓄残高	50
4. 資金運用に関する事項	
貸出金科目別期末残高	47
消費者ローン、住宅ローン残高	50
5. 証券業務に関する事項	
公社債引受額	50
公社債窓口販売実績	50
6. その他の業務に関する事項	
手数料一覧	14
代理貸付残高の内訳	50
内国為替取扱実績	50
外国為替取扱高	50
外貨建資産残高	50
7. その他の事項	
営業のご案内	8
当金庫のあゆみ	16
この1年のトピックス等	17
総代会制度	18
CSR(企業の社会的責任)と	
文化・社会的貢献活動	21
顧客保護等管理態勢	29
金融円滑化への対応	35
店舗一覧・店外キャッシュコーナー	36
教育研修制度、福利厚生	38

事業資金や住宅資金をお借り入れのお客さまへ

「ご返済のお悩み」ご相談ください

甲府信用金庫では、全ての店舗に「融資相談窓口」を設置し、
事業資金をお借り入れのお客さまからの資金繰りのご相談や、
住宅資金をお借り入れのお客さまからのご返済の条件の見直しのご相談を承っております。
下記お取引店へお気軽にご相談ください。

店頭窓口でのご相談受付時間

月曜日～金曜日(除く祝祭日)の 9:00～15:00

お電話でのご相談受付時間

月曜日～金曜日(除く祝祭日)の 9:00～17:00

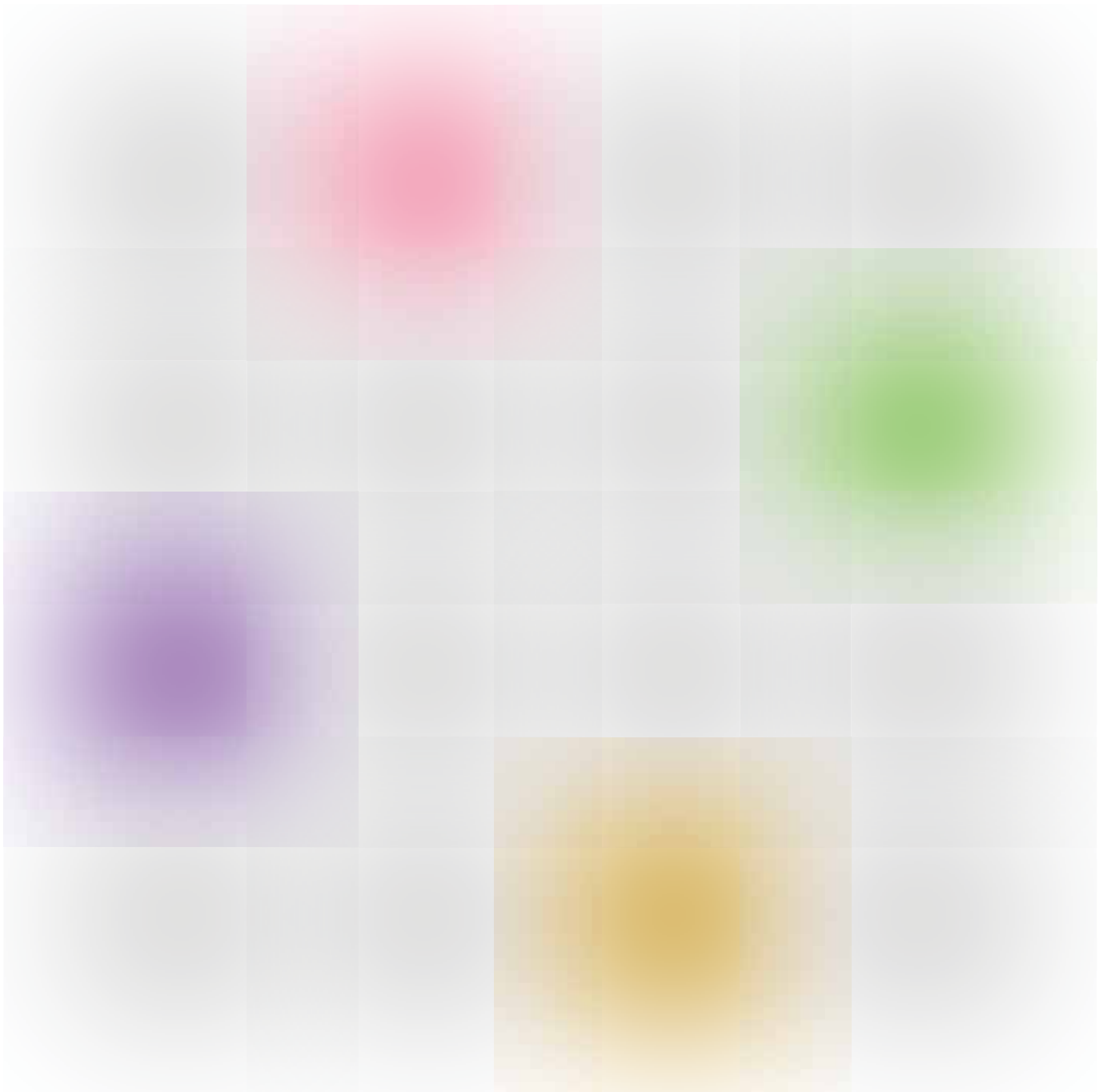
ご来店される場合には、なるべく事前にお電話でご予約をお願いいたします。
ご予約がない場合には、ご来店時の状況でお待ちいただくこともございますので予めご了承ください。

本店営業部	055-222-3322	大里支店	055-241-3521	竜王南支店	055-279-2171
湯村支店	055-253-1528	塩山支店	0553-33-3233	敷島支店	055-277-5831
緑町支店	055-233-0148	加納岩支店	0553-22-2331	笛吹支店	0553-26-3361
北支店	055-252-6411	山梨南支店	0553-22-3911	石和支店	055-263-9393
南支店	055-235-1271	韭崎支店	0551-22-1535	長坂支店	0551-32-3235
国母支店	055-226-4422	藤井支店	0551-23-2611	田富支店	055-273-2611
西支店	055-226-3024	櫛形支店	055-282-6311	玉穂支店	055-274-3100
東支店	055-237-6831	白根支店	055-283-8339		
朝気支店	055-237-3511	竜王支店	055-276-0211		

事業資金や住宅資金のご融資に関する苦情は『金融円滑化苦情ダイヤル』まで。

フリーダイヤル **0120-263-881**

受付時間 月曜日～金曜日(除く祝祭日)9:00～17:00



甲府信用金庫

〒400-0031 山梨県甲府市丸の内2丁目17番6号
TEL.055(222)0231(代表)

お客さま相談窓口 フリーダイヤル 0120-512-038
お客さま意見・要望窓口 フリーダイヤル 0120-115-240

<http://www.kofushinkin.co.jp>



この印刷物は環境にやさしいVOC(揮発性有機化合物)成分フリーの植物油型インキを使用して印刷しました。